

令和 8 年 6 月越前町議会定例会

(第 1 号)

令和 8 年 6 月 9 日

目 次

第1号（6月9日）

○出席議員及び欠席議員氏名	1
○会議録署名議員の氏名	1
○職務のために議場に出席した者の職氏名	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○議事日程	2
○開 会	3
○町長の挨拶	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○報告第2号（説明）	5
○報告第3号及び報告第4号（説明）	5
○承認第9号（説明）	6
○承認第10号（説明）	7
○議案第35号（説明）	7
○議案第36号（説明）	7
○議案第37号（説明）	8
○議案第38号（説明）	8
○議案第39号（説明）	8
○議案第40号（説明）	10
○議案第41号及び議案第42号（説明）	10
○議案第43号（説明）	11
○議案第44号（説明）	11
○一般質問	12
伊 部 良 美 君	12
中 野 斗 夢 君	16
小 松 高 宏 君	29
木 村 繁 君	36

駒 野 孝一郎 君	3 9
寺 坂 大 地 君	4 5
笠 原 秀 樹 君	5 6
○延 会	6 4

令和8年6月越前町議会定例会

会 期 令和8年6月9日～令和8年6月12日 4日間

開 会 令和8年6月9日 午前10時00分

閉 会 令和8年6月12日 午前10時36分

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
1	中野 斗夢	○		
2	斎藤 諒太	○		
3	寺坂 大地	○		
4	川口 宜亮	○		
5	高松 恒雄	○		
6	駒野 孝一郎	○		
7	小松 高宏	○		
8	吉田 憲行	○		
9	藤野 菊信	○		
10	米沢 康彦	○		
11	佐々木 一郎	○		
12	伊部 良美	○		
13	笠原 秀樹	○		
14	木村 繁	○		

会議録署名議員の氏名

2 番議員	斎藤 諒太	3 番議員	寺坂 大地
-------	-------	-------	-------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	斎藤 健治	事務局次長	岡田 寿子
事務局書記	青山 晴彦		

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高田 浩樹	副 町 長	水島 博之
教 育 長	大川 伸介	総務理事	高木 剛彦
民生理事	臥龍岡 尊哉	産業理事	佐々木 直人
建設理事	荒井 基志	会計管理者	津田 豊申
教育委員会事務局長	原 雅哉		

令和8年6月越前町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和8年6月9日（火）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 5 報告第 3 号 令和7年度越前町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 6 報告第 4 号 令和7年度越前町下水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第 7 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（越前町税条例の一部改正について）
- 日程第 8 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度越前町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 9 議案第35号 越前町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第36号 越前町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第11 議案第37号 越前町下水道条例の一部改正について
- 日程第12 議案第38号 町道路線の変更について（宝泉寺グラウンド線）
- 日程第13 議案第39号 令和8年度越前町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第40号 令和8年度越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第41号 令和8年度越前町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第42号 令和8年度越前町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第43号 令和8年度除雪ドーザ（8t級）物品売買契約について
- 日程第18 議案第44号 令和7年度（繰）災害時用備蓄物資（備蓄搬送型水洗トイレ）物品売買契約について
- 日程第19 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（藤野菊信君） おはようございます。

議員の皆様方にはご健勝にて、本日開会の令和8年6月定例会にご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

梅雨入りを間近に控え、雨にぬれた新緑が一層色を増す季節となりました。これからの時期は、大雨による災害への備えが一層重要となりますので、地域の安全確保に努めていただくとともに、今年の夏も予想される厳しい暑さの中、議員各位におかれましては、体調管理に十分にご留意の上、お過ごしいただけますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから令和8年6月越前町議会定例会を開会いたします。

ここで、会議に先立ち、越前町民指標の唱和を議場の全員で行います。

ご起立お願いいたします。

事務局長が本文を1項ずつ朗読いたしますので、各項を引き続きご唱和願います。

（全員起立の上、唱和）

○議長（藤野菊信君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程については、お手元に配付のとおりです。

ここで、町長の挨拶を許します。

町長。

町長（高田浩樹君） 登壇

○町長（高田浩樹君） 令和8年6月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には6月定例会のご案内を申し上げましたところ、ご多用の中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、我が国の社会経済情勢は、物価やエネルギー価格の高騰が続く中、住民生活や地域経済への影響が長期化しており、引き続ききめ細やかな対応が求められています。そのような中、本町におきましては、物価高騰対策として、本年5月に町民お一人当たり1万2,000円の商品券を各ご家庭にお届けし、今月1日からご利用いただいているところでございます。これにより、住民の皆様の負担軽減を図るとともに、地域内消費の喚起による経済の下支えにつなげてまいりたいと考えております。今後も生活支援と地域経済対策の両面から、切れ目のない対応を努めてまいります。

さて、先月30日、31日の2日間にわたり開催されました第44回越前陶芸まつりは、天候にも恵まれ、町内外から約4万人もの方々にお越しいただきました。ご来場いただいた多くのお客様をはじめ、運営にご尽力いただいた実行委員会の皆様に深く感謝申し上げます。

7月には越前みなと大花火2026と第51回あさひまつりが、8月にはO・T A・I・K O響2026の開催が控えております。それぞれのイベントが事故なく盛大に開催され、観光のみならず広い分野において地域が活性化することにつなげてまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ここで、3月定例会以降の行政の対応についてご報告させていただきます。

まず、3月22日には、萩野小学校の閉校式に出席いたしました。式典には、全校児童だけでなく、卒業生や保護者、地域の皆様にもご参加いただき、思い出の

つまった校舎に別れを告げられました。

25日と30日には、今年小学校へ入学する児童の皆さんの安全・安心のためにと、FM福井様からはキッズ用防犯ブザーが、福井村田製作所宮崎工場様からは熊よけの鈴が贈呈され、それぞれの企業の代表の方々へ感謝の言葉を申し上げたところでございます。

28日には、鯖江広域衛生施設組合が建て替えを進めていたごみ処理施設、鯖江クリーンセンターの竣工式に出席いたしました。新しい施設には、地域の新たな環境基盤としての役割を期待するところでございます。

4月に入り、公立保育所や丹生高等学校、小中学校の入所式、入学式に出席させていただきました。8日には、再編により新しくなった織田小学校の始まりの式、入学式に出席させていただきました。各学校において、本町の未来を担う子どもたちの新たなスタートをお祝い申し上げますとともに、教育環境が変わった子どもたちへのケアをしっかりと行わなければならないと、改めて決意をした次第でございます。

19日には、本町と友好都市関係にある愛知県西尾市において、西尾・越前友好の会総会に出席し、日頃からの交流活動への感謝と友好関係の継続、発展へのご協力を申し上げます。

22日には、区長会連合会に出席し、今年度の事業へのご協力と町政への支援をお願いいたしました。

5月に入り、13日には道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会へ出席のため上京し、県及び県内市町と共に、道路の整備について要望活動を行いました。

16日には、越前町荷さばき施設建築工事の起工式に出席し、完成時には、地域経済の活性化のみならず、流通機能の高度化に寄与する建物になることをご期待するところです。

また、同日、福井県町村会の一員として、地域住民の安全・安心を確保し、持続可能な行政運営を維持するため、地方財政の強化、防災、インフラ対策の推進などについて、林総務大臣へ要望書を提出いたしました。

26日には、知事との政策ディスカッションが行われ、本町としてDXの推進、高齢者の買物支援、丹生高校の魅力向上について意見交換を行いました。

なお、3月から5月にかけて開催されました町内各種団体の定期総会には、私自ら出席し、皆様の日頃の活動や成果報告を伺うとともに、今後の町政へのご協力をお願い申し上げますところでございます。

6月に入り、2日には、福井大学国際地域学部と国際教育交流の協力関係推進に向けた協定を締結いたしました。連携をより密接にすることで、地域と大学が共に人を育て、学び合う関係へと推し進めていきたいと考えております。

3月定例会以降の主な行政の対応につきましては、以上でございます。

最後に、本定例会には、報告案件3件、承認案件2件、議案第35号 越前町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について外9議案を提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議を賜り、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、令和8年6月定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤野菊信君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、私のほうより指名いたします。2番 斎藤諒太君、3番 寺坂大地君、以上の2名の方を本定例会の会期中の署名議員に氏名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（藤野菊信君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（藤野菊信君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月12日までの4日間に決定いたしました。
なお、会期中の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第3 諸般の報告

- 議長（藤野菊信君） 日程第3 諸般の報告を行います。
議長、副議長の諸会合への出席状況報告書と閉会中に開かれた一部事務組合議会報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、監査委員より令和8年2月分から令和8年4月分に関する例月現金出納検査結果の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

- 議長（藤野菊信君） 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。
本件についての内容説明を求めます。
町長。

町長（高田浩樹君）登壇

- 町長（高田浩樹君） 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）の提案理由を申し上げます。
本案につきましては、職員が運転する除雪車が越前町気比庄地係の地域交流センター等の職員駐車場を除雪していたところ、駐車してあった車両に接触し、損害を与えた事故に関し、双方の過失割合と費用負担について合意に達しましたので、和解を成立させ、損害賠償額を決定するに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年3月23日に専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。
以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 報告第3号 令和7年度越前町一般会計繰越明許費繰越計算書

日程第6 報告第4号 令和7年度越前町下水道事業会計予算繰越計算書

- 議長（藤野菊信君） 日程第5 報告第3号 令和7年度越前町一般会計繰越明許費繰

越計算書、日程第6 報告第4号 令和7年度越前町下水道事業会計予算繰越計算書の2件を一括して議題といたします。

本件についての内容説明を求めます。

町長。

町長（高田宏樹君）登壇

○町長（高田浩樹君） 報告第3号 令和7年度越前町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第4号 令和7年度越前町下水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

報告第3号につきましては、3月議会定例会でご説明申し上げ、ご決議をいただいた令和7年度越前町一般会計繰越明許費繰越計算書における本庁舎等財産維持管理事業など17事業の繰越計算書を5月31日に調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第4号 令和7年度越前町下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、資本的支出の建設改良費における織田浄化センター改築工事実施設計や下水道管路点検調査、宮崎江波処理区管路布設工事実施設計に係る費用の繰越計算書を5月31日に調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第1項の規定により報告するものでございます。

また、下水道事業費用の営業費用におけるウオーターPPP導入可能性調査や農業集落排水事業維持管理適正化計画策定に係る費用の繰越計算書を5月31日に調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第7 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（越前町税条例の一部改正について）

○議長（藤野菊信君） 日程第7 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（越前町税条例の一部改正について）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（高田浩樹君）登壇

○町長（高田浩樹君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（越前町税条例の一部改正について）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和8年度の税制改正に基づく地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、越前町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の主な改正の内容につきましては、個人住民税における医薬品等購入に対する医療費控除の特例や住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、特定暗号資産取引に係る課税の見直し、軽自動車税につきましては、令和8年4月から環境性能割の廃止、固定資産税におきましては、令和9年度からの家屋償却資産に対する免税点の引上げなどに伴う関連規定の整備でございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第8 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度越前町一般会計補正予算（第1号））

- 議長（藤野菊信君） 日程第8 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度越前町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（高田浩樹君）登壇

- 町長（高田浩樹君） 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度越前町一般会計補正予算（第1号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、医療的ケアが必要な中学生を支援するための委託料や、一般財団法人福井県水泳連盟が越前地区で開催する第5回福井オープンウォータースイミング大会in越前海岸の運営に係る費用の一部を支援する補助金が必要になったことから補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年4月7日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ293万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億2,793万5,000円と定めたものです。

歳出につきましては、総務費の企画費にはふるさと納税推進事業に係る委託料を計上し、教育費の教育振興費には看護師派遣に係る費用や、保健体育総務費にはスポーツ大会に係る補助金を計上するほか、諸支出金のふるさと再生基金費にはふるさと再生基金積立金を計上いたしました。

歳入につきましては、寄附金を増額するほか、繰入金を増額または減額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第9 議案第35号 越前町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議長（藤野菊信君） 日程第9 議案第35号 越前町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（高田浩樹君）登壇

- 町長（高田浩樹君） 議案第35号 越前町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、越前町地域交流センターで実施しているチャレンジカフェに1日単位の使用料を追加し、施設利用者の利便性向上を図るため、越前町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第10 議案第36号 越前町水道事業給水条例の一部改正について

- 議長（藤野菊信君） 日程第10 議案第36号 越前町水道事業給水条例の一部改正

についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（高田浩樹君）登壇

○町長（高田浩樹君） 議案第３６号 越前町水道事業給水条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、災害等非常時に給水装置工事事業者を確保し、宅内施設の早期復旧を図るため、災害その他の非常の場合に管理者が認めるときは、他自治体で指定を受けた事業者も宅内給水装置工事を行えるようにするために改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第１１ 議案第３７号 越前町下水道条例の一部改正について

○議長（藤野菊信君） 日程第１１ 議案第３７号 越前町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（高田浩樹君）登壇

○町長（高田浩樹君） 議案第３７号 越前町下水道条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、災害等非常時に排水設備工事事業者を確保し、宅内施設の早期復旧を図るため、災害その他の非常の場合に管理者が認めるときは、他自治体で指定を受けた事業者も排水工事を行えるようにするために改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第１２ 議案第３８号 町道路線の変更について（宝泉寺グラウンド線）

○議長（藤野菊信君） 日程第１２ 議案第３８号 町道路線の変更について（宝泉寺グラウンド線）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（高田浩樹君）登壇

○町長（高田浩樹君） 議案第３８号 町道路線の変更について（宝泉寺グラウンド線）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、これまで整備を進めてまいりました町道宝泉寺グラウンド線道路改良事業がこのほど完了いたしましたので、現在認定されております町道終点の変更をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第１３ 議案第３９号 令和８年度越前町一般会計補正予算（第２号）

○議長（藤野菊信君） 日程第１３ 議案第３９号 令和８年度越前町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（高田浩樹君）登壇

○町長（高田浩樹君） 議案第39号 令和8年度越前町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ3億4,030万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ146億6,823万5,000円と定めるものです。

それでは、歳出予算の主な内容からご説明申し上げます。

まず、人件費ですが、人事異動などに伴い、給料、職員手当等、共済費を科目ごとに減額いたしました。

次に、総務費ですが、企画費には、春日区、寺家区の公園における遊具の設置経費に対し支援するコミュニティ助成事業助成金を計上いたしました。

次に、民生費ですが、社会福祉総務費には、重度の障害者宅の改造に係る経費の一部を支援する助成金を計上し、老人福祉費には、介護予防の拠点である集会施設の整備や改修に係る経費の一部を支援する補助金を計上いたしました。

社会福祉施設費には、いきいきセンター内照明のLED化に係る工事請負費を計上し、児童館費には、朝日児童クラブをはじめとする放課後児童クラブ6施設の指定管理委託料を交付基準額の改定により増額いたしました。

保健センター費には、織田保健福祉センターにおける非常用発電装置や消防用設備の修繕に係る費用を計上し、塵芥処理費には、町指定ごみ袋の製作単価が高騰した影響により、必要量を確保できない状況にあることから、製作に係る委託料を増額いたしました。

次に、農林水産業費ですが、農業振興費には、下糸生農業生産組合のコンバイン1台、八田農産のラジコン草刈り機1台の購入に係る経費の一部を支援する補助金を増額いたしました。

農地費には、田中地区揚水機場電気設備補修工事をはじめとする7か所の工事請負費や、八田地区における55か所の田んぼダム整備に係る工事請負費を計上いたしました。

林業構造改善費には、林道南谷線や林道河内線の道路復旧に係る工事請負費を計上いたしました。

次に、商工費ですが、商工業振興費には、町内に事業所を開設し、起業・創業する9件の事業者へ支援する奨励金を増額し、観光費には、北陸新幹線開業や中部縦貫道の延伸などにより多様化する観光客のニーズに対応するため、観光資源を生かしたコンセプトルームや温泉施設の整備に係る経費の一部を支援する補助金を計上いたしました。

次に、土木費ですが、道路橋りょう維持費には、67か所の道路橋定期点検業務や町道下河原4号線の京田橋における補修詳細設計業務のほか、道路構造物保守工事などの道路メンテナンスに係る費用を計上いたしました。

道路橋りょう新設改良費には、継続事業である町道上野蟬口線の改良に係る費用を計上し、除雪費には、笈松気象情報監視システムの修繕費や、町内5者の除雪委託業者に対し、除雪機械購入費の一部を支援する補助金を計上いたしました。

都市計画総務費には、町道本通線の消雪に使用する2号井さく井工事や町道中央線の消雪施設測量設計などに係る費用を計上いたしました。

土地区画整理費には、長割土地区画整理事業に係る繰出金を計上し、住宅管理費には、東多古団地1棟の解体工事費を計上いたしました。

次に、教育費ですが、体育施設費には、アクティブランド体育館、アリーナの空調設備更新に係る設計委託料や、令和8年1月の高波により破損した体育館廊下等の空調設備更新に係る工事請負費を計上し、海洋センター費には、朝日B&G海洋センタープールの塗装修繕に係る工事請負費を計上いたしました。

歳出予算の主な内容は以上でございます。

続きまして、歳入でございますが、各事業に対する負担金や国県支出金、諸収入、町債をそれぞれ増額し、不足額については前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第14 議案第40号 令和8年度越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤野菊信君） 日程第14 議案第40号 令和8年度越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（高田浩樹君）登壇

○町長（高田浩樹君） 議案第40号 令和8年度越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ664万3,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、長割土地区画整理事業として換地計画作成業務に係る経費を計上いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金を計上し、予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第15 議案第41号 令和8年度越前町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第42号 令和8年度越前町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤野菊信君） 日程第15 議案第41号 令和8年度越前町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第16 議案第42号 令和8年度越前町下水道事業会計補正予算（第1号）の2議案を一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（高田浩樹君）登壇

○町長（高田浩樹君） 議案第41号及び議案第42号の事業会計補正予算2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議案第41号 令和8年度越前町水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出それぞれ138万3,000円を減額し、収益的収入の予定額を5億2,912万1,000円に、収益的支出の予定額を5億3,231万8,000円と定めるものでございます。

収益的支出では、人事異動に伴い人件費を減額いたしました。

収益的収入につきましては、他会計負担金を減額し、補正予算を調製いたしまし

た。

次に、議案第４２号 令和８年度越前町下水道事業会計補正予算（第１号）は、収益的収入及び支出それぞれ２１万３，０００円を増額し、収益的収入の予定額を１０億５，７９３万１，０００円に、収益的支出の予定額を１０億６，１６３万円と定めるものでございます。

収益的支出には、人事異動に伴い人件費を増額いたしました。

収益的収入につきましては、他会計負担金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第１７ 議案第４３号 令和８年度除雪ドーザ（８ｔ級）物品売買契約について

○議長（藤野菊信君） 日程第１７ 議案第４３号 令和８年度除雪ドーザ（８ｔ級）物品売買契約についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（高田浩樹君）登壇

○町長（高田浩樹君） 議案第４３号 令和８年度除雪ドーザ（８ｔ級）物品売買契約についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、除雪作業の効率化を図るため、老朽化した除雪ドーザ１台を更新するものでございます。

去る５月２０日に指名競争入札を執行した結果、最低価格入札者の福井県福井市主計中町第１３号７番地、コマツサービスエース株式会社、代表取締役、佐野俊和と１，３４２万円で物品売買契約を締結するため、越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第１８ 議案第４４号 令和７年度（繰）災害時用備蓄物資（備蓄搬送型水洗トイレ）物品売買契約について

○議長（藤野菊信君） 日程第１８ 議案第４４号 令和７年度（繰）災害時用備蓄物資（備蓄搬送型水洗トイレ）物品売買契約についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（高田浩樹君）登壇

○町長（高田浩樹君） 議案第４４号 令和７年度（繰）災害時用備蓄物資（備蓄搬送型水洗トイレ）物品売買契約についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、災害時の避難所におけるトイレ環境の快適化を図るため、備蓄搬送型水洗トイレ１０組を購入し、避難所の防災倉庫に配備するものでございます。

去る６月３日に指名競争入札を執行した結果、最低価格入札者の福井県丹生郡越前町佐々生第５３号４１番地１、藤井防災エネルギー株式会社、越前町営業所長、野村健夫と１，８１３万９，０００円で物品売買契約を締結するため、越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定によ

り提案するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第 19 一般質問

○議長（藤野菊信君） 日程第 19 一般質問を行います。

質問者は通告書に基づき、要領よく簡潔に質問してください。また、答弁については、的確にお願いいたします。

質問の順は、お手元に配付の一覧表の順により行います。

順番に発言を許します。

初めに、12番、伊部良美君。

12番（伊部良美君）登壇

○12番（伊部良美君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

越前地区住民の病院の通院を地域で支援をと、越福ドリームライン協議会を発足させ、5月16日午前10時に越前コミュニティセンター前でセレモニーが開かれ、地元有志の車の送迎で出発進行式を執り行いました。1月から国土交通省が定めるガイドラインに基づいて試験運行を行ってきた結果として、病院への通院される患者さんから大変好評で喜ばれ、今後ともにお世話になりたいと感謝の言葉に、今後もみんなで助け合いながら地域づくりの発展に貢献していきたいと仲保会長が抱負を述べられました。

また、地域の皆さんから1口2,000円の協賛金を図り、運行への協力金を賛同者の方の支援に心より御礼を申し上げ、この場で感謝を申し上げたいと思っております。

町といたしましても、越福ドリームライン協議会の今後にご理解を賜りますことを切にお願いをし、病弱の方の心温まる支援に、越前町に住んでいてよかったと思われるように、越福ドリームライン協議会の活躍に期待を致すものであります。

6月4日の福井新聞にも掲載されていましたが、その前日の6月3日、参議院の本会議で改正地域公共交通活性化再生法が可決成立いたしました。資料もお手元に届いております。今後、国の施策に本町として住民輸送サービスの向上により一層取り組まれることにお願いをするものであります。

それでは、質問に移りたいと思っております。

まず、1点目の梅浦川の河口についてお伺いをいたします。

国道305号線の改良工事などのときに、工事の土砂が雨で流されたりして河口に堆積され、漁港事務所と丹南土木事務所と交互に大雨で広がった土砂を集めた仕事や運搬作業を毎年されているのでありますが、川の流れの道筋程度の仕事で終わる状態で、高波で水の流れが塞ぐなどすると、上流の四ヶ浦郵便局まで川の水がたまり、よどむ状態になり、環境にもよくないと思われますが、町としてどのように把握されているのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井です。

それでは、伊部議員のご質問にお答えいたします。

梅浦川の河口部につきましては、定期的なパトロールにより、本年1月中旬の風浪で砂利等が堆積し、河川の流れを阻害している状況を把握しております。

今後も引き続き現地の状況確認に努めるとともに、関係機関との情報共有に努め

てまいります。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） 昨年は、丹南土木事務所の順番と伺い、堆積土砂を厨の長須浜へ大型ダンプで運ばれたと思っておりますが、長須浜の海水場へ堆積土砂を投入されたのですが、土砂の中には大きな石などが混じっていて、あまり喜ばれないような話を聞いてもおります。

一方では、捨て場がないようにも聞いてもいますが、町としても、環境的にもよくないと思われますので、もっと積極的に協力して、いつときでも早く県に取り除くようお願いをする考えにならないか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

長須浜海水浴場につきましては、砂浜の侵食対策としまして堆積土砂を搬入しており、地元からは一定の評価をいただいているものと認識しております。海水浴場の利用に支障が生じないよう、引き続き適切な対応に努めてまいります。

また、町といたしましては、定期的なパトロールによる状況把握に加え、堆積土砂の搬入先の調整など、関係機関との連携に努めているところでございます。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） 私はこの件について、コミュニティセンターの裏の漁業組合の事業としてHACCPの事業の入札も済み、長年の組合のドック場の建設やHACCPの事業とこの事業が完成すれば、この施設を嶺北地域の拠点として供されとも聞いてもおります。国道305号との連結する道路と高低差が急勾配であり、漁港の一部を埋め立て、スロープや駐車場の建設を考えると、捨て場がないのであれば、この土砂を埋立地に利用する考えにならないか伺いをいたします。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（佐々木直人君） 産業理事、佐々木です。

それでは、ご質問にお答えをします。

議員からのご提案につきましては、令和6年9月の議会定例会においてもお答えしましたとおり、荷さばき施設の駐車場につきましては、漁業協同組合において、現計画で対応可能と伺っており、国道305号との連結道路の改良につきましても、道路管理車である越前漁港事務所は、現時点で計画はないとのことでございます。

今後、関係機関において具体的な計画が示された際には、検討をしてまいります。以上です。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） この計画も今、あったんですが、HACCPの計画に時間もかかり、中断したりしたのですが、この件を再開するには、県のほうで時間がかかるようであるならば、仮置きしてでも元の美しい海に戻すように県に対して働きかけてはと思いますが、最後に町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） またご指摘の点も含めまして、関係機関と連携を取りながら、また適切な対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） ぜひ、こういう状態が長年続いておるんで、早急に県のほうへ

お願いをして、しっかりした美しい海に戻すようにお願いをして、次に移りたいと思います。

2番目の厨地係の公有水面についてお伺いをいたします。

4年前ほどに県が測量会社に依頼をし、測量して作成した測量図を昨年さらさらに土地家屋調査士に精査し、町の公有水面埋立と国道の境界線の確認について、町として調査されたように聞いておりますが、間違いないかお伺いをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えします。

町の公有水面埋立地と国道との境界につきましては、県が作成した測量図を基に、バイパスへの取付け道路から南側のみ町と県との間において確認を行ったところであり、今後、取付け道路から北側につきましても、順次確認を行う予定でございます。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） これ海側の境界線の確認ができたならば、町の公有水面の認可や登記面積と合致されたのであるのか、また、山側の境界のラインもどこまでなのか示されたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えします。

現在、県におきまして、先ほど議員おっしゃられたように、土地家屋調査士に測量調査業務を委託しており、専門的知見を踏まえた意見を聞きながら、表示登記に向けて作業中の段階です。

先ほども述べましたとおり、町と県との境界は、一部の確認を行ったところでありますので、今後、県における測量調査業務の進捗を踏まえ、その結果を基に確認いたします。

また、境界など個別具体的な事項につきましては、必要に応じて関係者と協議させていただきます。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） 県は、現在まで国道305号線の一部区間は未登記のままで、町と県が現況図の線で確認ができれば、この部分の登記は県が手続を取られるかと思われそうですが、町の測量などは町でと県のほうから聞いていると思っていますが、間違いないかどうかお尋ねをします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えします。

県から町に対し測量など促されているものはございません。県による測量調査業務が完了した際には、その結果を踏まえ、必要に応じて対応を検討してまいります。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） こういった状態の中で、町としてある方と裁判で土地の売買をされておりますが、土地家屋調査士の測量図の下で境界の確認を決められたのであるならば、町道の水際のラインはどこまでなのか示されたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井です。

お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、測量の作業中でございます。県による測量調査業務が完了した後に、その結果を踏まえ、必要に応じて対応を検討してまいります。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） 海側の境界線が現況図のラインで確定されたならば、山側の町の公有水面の水際のラインも町道の側溝になるかと思われるが、どうなのかお伺いをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えします。

先ほどの答弁と同様、県による測量調査業務が完了した後に、その結果を踏まえ、必要に応じて対応を検討してまいります。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） 町としても、ある地権者の方と裁判され、判決の下、売買をされております。その地籍図は、海側ラインは今決められた国道と町有地を境界としたならば、山側の町道の側溝になるかと思われませんが、町道の側溝と町道の中に赤道が含まれているが、誰がどう対応されるかお伺いをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井です。

お答えします。

事実関係を確認した上で、しかるべき対応を考えてまいりたいと存じます。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） 厨地係と茂原の境界の漁港区域は未登記になっていると思われるが、町の公有水面の登記の際、この区域だけ残されたままで、もちろん国道になった地域も未登記のままであるので、この漁港区域もそのままの状態です。道路に利用されておりますが、第一コンサルの測量図も見せない、詳細な土地家屋調査士の図面も出さない、6年間私は何をどうしているのか不思議でなりません。今後、県も町も誠意を持って取り組むよう強く申し上げたいと思っております。

茂原地区の場合は、現在の道路拡幅の工事の際に、8名の方かと思っておりますが、代替地に農林水産省の所有地の船揚場と交換手続の約束がされていたのですが、地元8名の方から要請があつて、建設省へ譲り受けをし、8名の方へ移転登記を行われました。厨地係の場合も同様の手続をしながら、町としても停留所周辺について、早急に取り組んでいただきたいと思っております。

それは、答弁はよろしいです。

3点目の三崎赤井谷線の消雪工事についてお伺いをいたします。

この区間、一部365号線に接続される一部区間317メートルの急勾配の傾斜の道路の箇所だけが消雪工事が行われていますが、この道路のひまわりの里団地に向かった上り下りの道路に、今後の消雪設備の延長の計画はどのようになつておられるかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えします。

三崎赤井谷線における消雪設備の延長につきましては、水源の確保が困難なことから、現在のところ計画までには至っていない状況にあります。

引き続き機械除雪により通行等に支障がないよう努めてまいります。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） 今、萩野小学校が織田小学校に統合され、児童たちはスクールバスによって送迎をされ、支障が全くないといってもいいかと思われませんが、地域の皆さん方、保護者の皆さんは、織田小学校へ行くのにこの路線を利用される機会が多くなると思いますが、町として延長に取り組む考えがないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えします。

現在のところは、機械除雪による対応を続けてまいります、今後の状況を注視してまいります。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） 町として現代の機械による除雪の体制の考えであるような回答に理解をできますが、請け負う業者も、オペレーターの獲得や維持していくのに大変な思いをされていることも伺っております。

町としても、人口減少、若者の働き手のないことも考え、将来的に厳しい環境になることも考えられますので、今後に支障を来すようなことがないように行政に取り組まれるよう強く要請して、終わりたいと思います。

○議長（藤野菊信君） ここで、暫時休憩します。

午前11時15分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時13分

○議長（藤野菊信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けて行います。

次に、1番、中野斗夢君。

1番（中野斗夢君）登壇

○1番（中野斗夢君） 前回の3月議会から今回の6月議会開会までの間に、未来ある高校生の命が失われる悲しい事件が相次ぎました。今回私は、このことを念頭に、越前町教育委員会における安全管理の徹底、あるいは再点検の質問、そして文科省からの通達に伴う確認、このことを行おうと思ったのですが、今回の事件とか事故の何が今後の教訓となり、事故の抑制につながるのか、そして、事件、事故の詳細がまだ定かでない中で、憶測や予断を持って質問することは、私、いまいちの自信がありませんので、今後この事件とか事故がより詳細になったときには、改めて越前町教育委員会における安全管理の徹底、そのあたりを質問させていただければというふうに思います。

同様の事件、事故が町立の小中学校において起こることは、なかなか考えにくいことではありますが、部活動の地域移行、そういったことも進みまして、学校外での活動も児童生徒の活動も多くなってくる。そういった中で、いかに児童生徒の安全を守るか、そういったところにも今後質問をしていきたいというふうに思

います。

改めまして、亡くなられた生徒のご冥福、そしてご家族のお見舞いを申し上げます。

それでは、本題に入ります。

まず、空き家問題について一般質問をさせていただきます。

令和元年からの空き家数の推移と空き家率を教えてください。また、4地区それぞれの空き家の数と空き家率も教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

それでは、中野議員のご質問にお答えします。

本町の空き家数は、令和元年度は773件で、2年度764件、3年度747件、4年度737件と年々減少してまいりましたが、令和5年度からは746件と増加に転じ、以降、6年度787件、7年度末では833件となっています。

次に、空き家率につきまして、分母となる町の総住宅数については、平成30年及び令和5年に実施された国の住宅・土地統計調査の住宅及び住宅以外で人が居住する建物の合計数を用いますと、令和元年度から4年度にかけては10.7%から10.2%に低下しましたが、令和5年度以降は上昇に転じ、7年度末には11.9%となっています。

次に、地区別の数値ですが、住宅総数が国の調査では把握できないことから、令和7年度末の空き家数のみお答えいたします。朝日地区は191件、宮崎地区59件、越前地区448件、最後、織田地区135件となっています。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） お聞きになられたとおり、越前町内にある空き家の半数以上が越前地区にあることが分かりました。そして、令和2年度から4年度までは減少傾向にあったんですけども、それ以降は、一転、上昇傾向にあって、令和7年度末には833件となったと。

これ担当者にどうして増えたのですかと、減少だったのが増えたんですかというふうに聞いたら、原因はいまいち定かではないということだったんですけども、それもそうかなと思います。なかなか何で増えたか、何で減ったかというのは、例えば大きな災害があったとか、何か大きな疫病が、疫病というのは考えにくいですが、そういったことがあったとか、何かこう目に見えて分かる具体的な事例というものはないもので、なかなか何で減少したのか、何で上昇したのかというのは分からないと思うんですけども、やはり増えたからには何らかの原因があると思いますので、令和4年度から約100件ほど増えている、3年の間に100件ほど増えているということでもあります。

もちろんこれ調査の仕方にもよると思いますので、ぜひ何で増えたかというところも、ちょっと考えていただければなというふうに思います。

それでは、次の質問②に移ります。

各地区の空き家の老朽度、それから数の推移などを踏まえて、町全体での空き家の現状分析、そして見解、あるいは各地区に細分化した現状分析と見解を教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

本町の空き家数は、先ほど申し上げましたとおり、人口減少や社会情勢の変化な

どに伴い、年々増加傾向にあります。地区別に見ますと、本町の空き家数の5割以上が越前地区に集中しており、次いで朝日地区、織田地区の順となっています。特に越前地区では、大規模な修繕が必要な物件、または危険空き家である不良空き家が令和7年度末で104件に上り、他地区の50件以下と比較してかなり多くなっています。

空き家増加の背景には、主に3つの要因があると分析しています。1つ目は、高齢化の進行です。高齢者のみの世帯が増え、所有者が入院、入所または死亡後に住宅のみが残るケースが増えてきています。2つ目は、持家率の高さです。本町では、戸建て住宅の持家志向が強く、その結果、使用されなくなった住宅が残りやすい状況にあります。3つ目は、核家族化です。子ども世代が都市部へ転出し、実家に戻らないため、相続後も居住、活用されない住宅が増加しています。

さらに、住宅の供給過多、固定資産税制度、人口減少といった要因も複雑に絡み合い、空き家の増加に拍車をかけている状況です。加えて、2025年以降は、年間死亡者数が増加する多死社会に入り、空き家は今後さらに増えるの見込まれています。

こうした中で、住宅の余剰が人口減少を上回る構造的な問題も発生しています。特に越前地区では、土砂災害警戒区域に位置すること、再建築が困難な土地が多いこと、道路条件が悪く駐車場がないなどの立地条件により、改修や解体に高額な費用がかかることが、空き家増加の要因になっています。また、通勤、通学の利便性の低さも影響しております。

さらに、全町的な課題としまして、住宅の間取りや広さ、老朽化などが挙げられます。修繕が必要な箇所が多いことや、購入希望者のニーズとのギャップによりマッチングが難しくなっている状況が続いています。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今、各地区に分けてご説明をいただいたと思うんですけども、私は越前地区の出身の議員でありますけれども、やはり今、理事にお答えいただいたとおり、越前地区の物件というのは、土砂災害の警戒地区にあって、建て替えが困難であったり、あるいは主要道路から一定程度面していないということで、建築基準法上の建て替えができないであるとか、いろいろ様々な法的な制約、それから立地的な制約もあると思います。

今お答えいただいたように、駐車場がないであるとか、越前地区に長く住んでいる者であれば、ちょっと近くに無料の駐車場という言い方もおかしいですけども、そういった広場もありますし、そういったところの利用も考えられるんですけども、なかなかその空き家を利活用するといっても、駐車場がないとなると、やはり福井県、車社会でありますから、その点、考え方が難しいと。

なので、越前地区だけに特化するのであれば、なかなか空き家としての利活用の今後が難しいと。もっと言いますと、接面道路ですね。主要道路に一方方向しか面していないおうちすらないと。大体が2面あるいは1面だけ面しているようなおうちがある中で、越前地区は進入路に面しているうちがほとんどだと。そういったような現状の分析もあると思います。

それをメリットと捉えるか、デメリットと捉えるかということで、多くの方はデメリットと捉えるというふうに思うんですけども、後ほどお話しさせていただきますけれども、ちょっと空き家マッチングツアーの中では、それをメリットと捉える方もおられたということだけお伝えをしておきます。

次に、質問③に移ります。

今年度の空き家対策として、各種補助金の拡充がなされたと思います。その内容について質問いたします。

空き家を購入、改修する場合に使える補助金とその額、そして、それは町内に住所を有する者がこの補助金を使うことができるのか伺います。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

購入、改修に関する補助金としまして、空き家住まい支援事業補助金がございます。空き家情報バンク登録物件の購入及び改修費用について、それぞれ3分の1、上限額を30万円から60万円に拡充させていただきました。また、子どもが18歳以下で3人以上の子育て世帯の場合における30万円の加算金を拡充しています。

対象は、移住者、子育て世帯、新婚世帯、進出企業の従業員、被災者などです。

また、町内在住者でも、子育て世帯、新婚世帯であれば補助対象になります。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） この制度自体が転入とかそういったものを目的とした制度でありますから、具体的に申し上げますと、例えば、私が今、実家を出て、朝日地区で空き家を借りて住もうと思うと、この制度は使えないんですね。なぜかという、独り身ですし、新婚でもないし子育て世帯でもありませんから、私みたいにただ単に町内に住所を有していて、どこか空き家をリノベして使おうと思っても、この制度は使えないということになります。

これは、いろいろなこの補助金とかいろんなものを活用するときに、県と確認、それから町独自のルール、そういったものがあると思いますから、例えば、県とか国のほうではなかなかルールを変え難いところはあっても、町単費の部分は変えることができるとか、そういった部分のいろんなまだまだ改善の余地があるのであれば、ぜひその点のもう少し利活用の幅を広げていただければというふうに要望いたします。

次に、空き家を借りた場合に使える補助金を教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えします。

移住者や子育て世帯、新婚世帯などが空き家情報バンク物件を賃借する場合には、空き家居住家賃支援事業補助金の対象となり、補助内容は、1年間に限り対象経費の2分の1で、月額上限2万円の家賃補助がございます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 次に、空き家を除却する、壊す場合に使える補助金を教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

除却につきましては、空き家除却支援事業補助金がございます。対象は、老朽度が一定基準以上の空き家でございまして、建築士2名による外観目視調査により、老朽空き家または準老朽空き家などに判定されます。

補助額は、解体費用及び家財処分費用の2分の1で、狭隘道路沿いである場合や延べ床面積200平方メートル以上の場合などには加算があります。令和7年か

ら9年度までの間は補助額を拡充しておりまして、老朽空き家は上限120万円を140万円、準老朽空き家は上限70万円を80万円としております。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今のお答えいただいた空き家を除却するための補助金、この対象が、老朽空き家、それから準老朽空き家に限定されているというふうに認識しましたが、そのいずれにも該当しない空き家は対象外という認識でよいかと、そこを改めて確認します。

また、準老朽なのか、あるいは老朽なのかと、これには一定の診断が必要になってくるんですけれども、この診断に要する費用に充当できる補助金はあるのか伺います。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井です。

お答えいたします。

ご認識のとおり、いずれにも該当しない場合は対象外となってしまう、その場合には、所有者に適正管理をお願いしているところです。

また、診断費用につきましては補助がございまして、個人負担はない補助がございします。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） ごめんなさい、今の答弁で確認なんですけれども、今の診断費用のところですね。普通はお金はかかるけれども、我々がこれを解体してほしいんだと診断をして、ある程度町の職員が見る感じになるんですか。そして、その後に町の職員が、これは何とか認定できそうだなと思ったときに、診断する専門の方に依頼をします。その費用を町が負担するというような内容でよろしいですか。要するに、これは個人負担がないだけで、町が負担しているという認識でよろしいですか。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

ご認識のとおりでございます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今年度の今の空き家の除却費用、この予算の消化の状況、それから今後消化していくであろう予定、このあたりも教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

今年度の空き家除却支援事業補助金の予算額は1,240万円で、特定空き家及び老朽空き家6件、準老朽空き家5件の11件分です。

本年5月末現在では、交付決定済みが老朽空き家6件、準老朽空き家1件の計7件です。また、事前審査済みで申請書待ちが老朽空き家2件、準老朽空き家3件の計5件ございまして、合計12件の見込みをしております。

その他、多くの相談も受けております。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） おそらく今回の予算額1,240万円は、使い切るという言い方おかしいんですけれども、全部消化するというような予定かなというふうに思います。

そのほか何か空き家に関する補助金、町内で用意しているものがあれば教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

その他の補助制度として3つございます。1つ目は、空き家利活用支援事業補助金で、地域のにぎわい創出を目的とし、購入、改修費用の3分の2、上限各100万円を補助いたします。2つ目は、空き家適正管理促進事業補助金で、管理代行サービス費の2分の1、年間3万6,000円を補助するものがございます。最後、3つ目は、空き家診断促進事業補助金で、空き家診断士による診断費用の3分の2、上限3万5,000円を補助いたします。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今ご説明いただいたように、空き家バンク、空き家を登録して貸したり売ったりする情報共有サイト、この空き家バンクの制度があると思うんですけども、掲載物件の数を5年前の推移から教えてください。

また、その掲載するにあたり充当される補助金があるのであれば教えてください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

町ホームページでの掲載物件数につきましては、毎月30件程度で推移していますが、成約などにより増減がありますので、新規登録数と成約数についてお答えいたします。

まず、新規登録数は、令和3年には12件、4年12件、5年17件、6年26件、7年16件で、5年間で合計83件です。成約数は、令和3年には11件、4年9件、5年9件、6年14件、7年14件で、5年間で57件となっています。

空き家情報バンク制度は、平成18年度から始まった制度で、当初からの登録数は延べ162件、売買や賃貸の契約数は延べ107件、所有者都合による取下げが23件となっています。

補助制度としまして、成約時に所有者へ登記費用の2分の1、上限5万円を支給する空き家情報バンク成約奨励金がございます。また、家財道具の搬出、処分費の2分の1、上限10万円の空き家片付け支援事業補助金もございます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今ご答弁にありましたように、町の空き家総数833件に対して、やはり掲載数が少し少ないというか、そこは、それは持ち主の意向もありますから、町が率先して載せてくださいと、おそらくお願いもしていると思うんですけども、なかなか所有者さんが県外であったり、そこまでして、何か労力かけてまでというような、なかなか重いハードルがあると思うんですけども、空き家バンクに載せること自体は、そんなに難しいことではないと。

次の質問につながるんですけども、空き家バンクに登録するには、不動産業者などの仲介業者が必要かというふうに思います。ですから、私がもし空き家を持っていたとしても、空き家バンクに登録したいとなっても、仲介業者さんに断られてしまえば掲載できないというような現状です。ですから、ここは一定、一つのハードルになっているかなというふうに思います。

制度上、致し方ないのかなというふうに思うんですけども、物件の立地とか、

あるいは老朽度によって仲介業者が決まらないという物件も多くあると思うんですけども、その場合の対策とか措置、何らかお考えあるならば教えていただきたいと思います。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

空き家情報バンクに登録を希望される場合には、議員ご承知のとおり、申請者は町に登録申請書類を提出していただきます。町は書類を基に福井県宅地建物取引業協会に業者選定を依頼し、その後に業者選定結果の連絡がございます。所有者はこの不動産業者を選定し、町の空き家情報バンクに登録することで、ホームページに公開されております。

しかし、先ほどおっしゃられたとおり、中には立地や建物の状態により、業者が引き受けていただけない場合もございます。こういった場合には、所有者において個別に仲介業者を探してもらうようお願いしている運用をしております。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今回、空き家マッチングツアーをやったんですけども、その中でも1つ大きい物件があったんですね、小樟地区に大きな物件があったんですけども、その物件も、ちょっと立地が悪いということと、老朽度は全然大丈夫なんです。本当にきれいな物件で、月に1回持ち主の方が窓を開けて掃除をして、中もきれいな状態なんですけれども、大き過ぎるという理由なのか、あるいは立地が悪いという理由なのか、その理由様々だと思いますけれども、業者さんに断られてしまったということなんです。

じゃ、その方に問題があるのかというと、そうではなくて、何でそういうふうと言えるかというと、その方、別の地区にも空き家をお持ちになられていて、そちらのほうは仲介業者が見つかったと。仲介しますよと。ただ、他方、今言った小樟地区の物件は、ちょっと今回難しいですというようなお答えがあったということです。

なかなかそのようなハードルの中で、空き家を情報バンクに載せたいんだという、空き家バンクに載せることが全てではないんですけども、やはり一つの情報共有サイトとして平成18年度から始まった制度として、随分広く認識されている制度でもありますから、ぜひこの辺の救済措置、救済というか、措置とか、そのあたりの拡充で、何かそこら辺の検討の余地があるのであれば、ぜひ町長はじめ副町長にも、この辺の対策をもう少し考えていただければなというふうに思います。

次の質問に移ります。

町は、現状の分析を踏まえて、空き家対策の今後の方針の詳細を教えてくださいと思います。また、来年度以降、空き家の除却に関する補助金の拡充、今回全て使い切る予定だということもありますし、壊さなきゃいけない、壊したいという意向の方は随分とまだおられると。今、多数相談も寄せられているということです。

その辺も含めて、補助金の拡充など、さらに空き家を除却して更地にした場合、固定資産税が約6倍になるということは広く知られていると思います。そのほかにも、実情を踏まえて、国に要望すべき制度改正等の事項がたくさんあると思います。地方と、それから都市部では、空き家あるいは空きマンション、そういったものの実態というのは全く違うと思います。投資価値のある都市部の物件に比

べて、なかなか投資価値も少ないこの地方の空き家、こういったものに対して、なかなか現状の制度上、合わない部分があると思います。

その点の今後の国に要望すべき制度改正の事項、いろいろあると思うんですけども、現状の町の認識を伺います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

ご質問にお答えいたします。

令和５年度改定の越前町空き家等対策計画の方針では、空き屋化の予防、実態・所有者意向の把握、空き家の利活用の推進、空き家の適正管理の推進、管理不全空き家の対策の推進・解消の５つの対策を柱に、地域ぐるみの対策により、安心・安全で活力ある地域社会づくりを目指しております。

まず１つ目の空き屋化の予防については、様々な機会を通じて、空き家所有者や地域住民に対し、意識醸成や啓発活動に取り組み、２つ目の実態・所有者意向の把握については、区長や関係機関と連携し、空き家の早期発見や情報共有の体制づくりを進めてまいります。３つ目空き家の利活用の推進及び４つ目、空き家の適正管理の推進については、関係機関と連携しながら、所有者等へのサポートを行い、適正管理や活用、流通の支援促進をしてまいります。

５つ目の管理不全な空き家の対策の推進・解消については、管理不全空き家の老朽状態に応じ、町条例に基づき助言、指導、勧告、命令などを行い、周辺に悪影響を及ぼさないよう、管理不全対策に取り組んでまいります。

次に、来年度以降の空き家除却支援補助金の拡充につきましては、さきにも述べましたとおり、令和７年から９年度までの間、補助金を拡充しており、老朽空き家が上限１４０万円、準老朽空き家が上限８０万円となっております。しかしながら、近年は解体費用が高騰していることから、実情を踏まえ、補助金の拡充延長などにつきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、国への制度改正への要望についてですが、本町の実情を踏まえ、要望していきたいと考えております。議員ご指摘の固定資産税制度については、住宅を除却すると住宅用地の特例が適用されなくなり、税額が元に戻ることが、老朽化した危険空き家の除却が進まない要因の一つとなっております。また、近年は、所有者不明や相続放棄により、所有者が存在しない特定空き家等が町内でも増加傾向にあります。

このため、県や国に対しては、除却や利活用の空き家対策の支援に加え、相続放棄された空き家への対応として、相続財産清算人の選任申立てに係る支援や緊急安全措置や所有者調査などに対する人的、財政的支援のさらなる拡充を要望していきたいと考えております。

本町は、既に県平均よりも空き家率が高く、平野部と沿岸部、中山間地域との地域格差も大きくなっております。今後、２０４０年に向けて、人口減少と死亡者数の増加により、空き家はさらに増えることが見込まれます。増え続ける空き家の対策は喫緊の課題であり、今後も状況に応じた効果的な対策を検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○１番（中野斗夢君） 今回、この空き家についての一般質問をするに至った経緯は、先ほどから、私申し上げています、そして議員の皆様方、それから理事の皆様方にお配りしたこの空き家マッチングツアーというものを開催したことが一番の理由です。これはどういうものかということ、今回でいうと越前地区にある空き家を６

件抜粋して、それを1日かけて、マッチングツアーに申し込んでいただいた方々と一緒に回るということです。

これは、美浜町で始まったプロジェクトなんですけれども、今、どんどん全国的に広がって、定住促進課の企画か何かで私もその話を聞いて、今回、このマッチングツアーを取り組んでみようということで、越前地域コミュニティ運営委員会に取り組むこととなりました。

特に私が住む越前地区は、町内の空き家の半数以上、空き家総数の半数以上を有する地区です。空き家を生かすというふうに一言で言っても、発生する空き家の数がとにかく多過ぎて、生かし切れないと。よくニュースなんかで民泊にしたらどうやとか、コミュニティスペースにしたらどうやというような専門家もいらっしゃいます。それは、発生する件数が年間に1件、2件ならいいですけども、このようにあふれかえっている状況ですと、全てを全て、越前地区の地区によっては、2件に1件が空き家なんですね。2件に1件の1件を全て地域コミュニティでしてどうするんやとも思いますし、それはいろいろな活用方法あると思うんですけども、1件でも減らそうと、1件でも持続可能性をつなげようということで、このマッチングツアーを行いました。

他方、今回このマッチングツアーを開催したことによって、やはり越前地区の空き家には一定の需要があるということも分かりました。感想の中には、露地の雰囲気ですてきだったとか、昔ながらのタンスだったり障子だったり、こういった雰囲気がすてきだったとか、あるいは、やはり景色が最高だったとか、そういったような我々が日頃日常で見ているような風景に、センチメントを求めて来られる方もおられたということです。ですから、ここに一定の需要があることも認識できました。

このマッチングツアーを開催して分かったことのもう一つとして、空き家に関する補助金を利用するには、空き家バンクに載っていることがやはり前提だということです。これは、税金を使う以上、そして補助金を使う以上、一定のレベルに必要なルールを設けるということは必要な措置かもしれませんが、立地や築年数などにより仲介しにくい物件も多くあります。ぜひ、理事側には実情をしっかりと把握していただいていると思います。ですので、今後も柔軟な対応をお願いしたいというふうに思います。

そして、次に、今のは生かすほうの政策です。次に壊すほうの政策。

壊すための補助金を使うには、準老朽もしくは老朽空き家に該当する必要があるということです。今回のマッチングツアーを開催するに当たり、複数所有者の方からもヒアリングを行いましたけれども、補助金の該当にならないという方もやはり数名いらっしゃいました。それは何でかということ、今言ったように、準老朽あるいは老朽に該当しないということです。

やはり壊す馬力のあるうちに壊したいと。我々町民を代表する議員からしても、これ以上空き家がどんどん増えて、地域の景観とか防犯上よくない、あるいは防災上よくないということもあると思いますので、ぜひここは町、この壊す補助金は町の負担だけではありませので、なかなか全額ということは難しいかもしれませんが、壊す意向のある方、他方、準老朽あるいは老朽に該当しないと、そういった方には、ぜひ町負担の部分だけでも補助金を少し充当するといったような、いろいろな対策がまだまだあるかと思います。ぜひそこも柔軟にご検討いただければというふうに思います。

なお、本年11月1日に第2回のこのマッチングツアーを開催予定でありますの

で、また理事者の皆様には興味関心を持っていただければというふうに思います。
次の質問に移ります。

次は、アクティブハウス越前についての質問です。

前回の一般質問で、この一般質問の後に住民説明会を行うと、このアクティブハウスの再整備事業について住民説明会を行うというような答弁がありましたが、実施はされたのでしょうか。

また、実施したならば、その参加人数、そして得られた意見を教えてください。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（佐々木直人君） 産業理事、佐々木です。

それでは、ご質問にお答えをいたします。

住民説明会につきましては、3月から4月にかけて町内4会場で開催をいたしました。開催状況と参加人数は、3月21日、越前コミュニティセンター、16名参加で、うち議員4名、4月9日、宮崎コミュニティセンター、5名参加で、うち議員1名、4月10日、越前町生涯学習センター、4名参加で、うち議員3名、4月11日、織田コミュニティセンター、7名参加で、うち議員3名。参加者の合計は32名で、議員を除きますと21名の住民の方にご参加いただきました。

説明会では、賛否両面にわたる様々なご意見を頂戴いたしました。まず、計画に前向きなお立場からは、冬はカニ、夏は海水浴という季節に偏った観光を長年変えられなかった。1年を通じて楽しめる地域づくりはありがたい。プールの利用が限られている現状を踏まえれば、新しい施設への建て替えはやむを得ない。また、温泉の質はすばらしく、カニに限らず季節の食をもっと打ち出してほしいといったご賛同やご期待のお言葉をいただきました。

一方で、慎重なお立場からは、整備の規模や手法について、本当に必要なものを絞るべきでないか。新築によらない方向も検討できないかというご意見、費用面について、事業費に見合う集客や持続可能性を慎重に見極めるべきというご意見、また、立地について、高波など防災の観点からの配慮というご懸念、さらに、将来の需要や人口減少を踏まえ、長く使う施設として慎重に考えるべきといったご懸念やご指摘を数多くいただきました。

そのほか、プールの存続を望む声や既存施設の活用を求めるご意見などもございました。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今回のこの計画の見直しというのは、プール棟の取壊しを見直すことも含めた見直しなのか、それとも、前回の答弁のとおり、プール棟の取壊しは今後の資金繰り上もやむを得ず、新築のみの見直しなのかを伺います。

要するに、取壊しはするけれども今後の予定が白紙なのか、あるいはプールの存続も考えているのか、この部分の回答をお願いします。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（佐々木直人君） 産業理事、佐々木。

お答えいたします。

今回の見直しにつきましては、プール棟の取壊しを含めたハード整備全体の総合的な見直しとなります。前回お答えした内容も含め、計画全体を改めて精査することとしておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1 番（中野斗夢君） ごめんなさい、プール棟の取壊しは、やはり致し方ないというような認識でよろしかったですか。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（佐々木直人君） 産業理事、佐々木です。

プール棟の取壊しも含めまして、全体的な見直しをさせていただきます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1 番（中野斗夢君） 今後の予定について伺います。町長、お願いします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） お答えいたします。

まず、ソフト面につきましては、策定委員会やワーキンググループでいただきました具体的な施策に係るご意見を踏まえ、関係機関、団体等と連携を密にしながら、順次具体化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ハード面であるプール棟の再整備に関しましては、今年度より事業計画を改めて精査してまいります。

具体的な進め方につきましては、方針が決まり次第、改めてご報告を申し上げます。

なお、施設の老朽化の状況も踏まえながら、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1 番（中野斗夢君） アクティブハウス越前の再整備の計画、この計画は、令和6年6月の県のスケールアップ補助金の応募から始まり、同年12月に策定委員会及びワーキンググループが設立されました。翌令和7年3月までに5回のワーキンググループが開催され、主にソフト面での計画の話合いがなされたと思います。

そして、令和7年4月からは、ワーキンググループでの結論を基に、ハード面の整備、今の解体工事とか新築の工事ですね。このハード面の整備の議論が策定委員会でもって計4回なされたかと思います。これは、県の観光連盟はもとより、そのほか地域住民、多くの人の意見が反映されたというような答弁もあったと思いますし、そのように思います。

そして、令和8年2月に最終の方向性が策定委員会でも承認され、その後、我々議会にも説明がありました。それに疑問を持った私が3月定例会で計画の内容について質問して、その後、新聞にプール棟解体と新たな施設の建設予定が大きく掲載されました。

そして、4地区で住民説明会が開かれ、先ほどの質問の回答ですと、30人に満たない参加者だったというふうに思います。議員を除けば21名だったと、地域住民の参加は。

ここまで2年弱の月日を要したわけです。それなのに、この計画の見直しの理由が、総合的に判断した結果では、あまりに言葉足らずではないかというふうに思います。具体的にどの部分が足りないと感じたのか、また、どの部分に補強や見直しが必要と感じたのか、町長にはしっかりとご自身の言葉で説明をする責任があるというふうに私は思います。

少なからず町長が就任してから1年間は、この計画の責任者であったのですから、ぜひとも町長の言葉で、総合的に判断した結果というものを、もう少し咀嚼した上でご説明を願いたいというふうに思います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

まず、本計画に当たり、策定委員会、ワーキンググループの委員の皆様、関係機関の皆様、そして住民説明会に足をお運びくださった町民の皆様に心より感謝を申し上げます。

本計画では、有数のブランドである越前がに、そして越前温泉という本町の地域資源を改めて見つめ直し、「カニと温泉の町」としてその価値をいかに高めていくかを基本的な方向性としております。ご承知のとおり越前海岸地域は、長年にわたり季節に大きく左右される観光の在り方が一つの課題とされておりました。これを1年を通じてお楽しみいただける地域へとどのように転換していくか、その大きな方向性の下に議論を積み重ねてまいりましたことは、本町にとって大きな財産になると受け止めております。

計画に掲げました3つの基本方針、越前がにや海産物のさらなる展開、越前温泉のブランディング、そして二次交通、周遊交通の整備、これらの方針を基に、いわゆるソフト面の取組につきましては、先ほどのようなご答弁で申し上げましたとおり、具体的な施策に係るご意見を踏まえ、関係機関、関係団体等と連携を密にしながら、順次具体化を図ってまいりたいと考えております。

その上で、ハード面の再精査の判断につきましては、人口が減少してまいります時代に、1つの施設をこれから何十年と維持し、運営し、将来の世代へ引き継いでまいります。そうした中で、整備後の持続可能性も含めまして、いま一度腰を据えて見極めていくこと、これが大切な財源を用いる事業であるからこそ必要であると考え、慎重を期すための再精査であるとの位置づけでございます。

整備手法につきましては、これまでの議論を土台に改めて検討を重ね、方針が整いましたならば改めてご報告申し上げますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今ほどの町長の回答、私これは昨日、担当者からこの回答をもらいました。あまり突っ込むと申し訳ないなと思うんですけども、私が今質問したのは、総合的に判断した結果、この計画の見直しを考えたということですね。この部分をもう少し咀嚼してほしいと、そして、具体的にどの部分が不足不足と感じたのかなとか、あるいはどの部分に補強や見直しが必要だったのかということとを質問させていただきました。

今の回答の後半部分がハード面の再精査になると思います。ソフト面は、今回予算もついていきますし、続いていくと思うんですけども、整備後の持続可能性も含めて、いま一度腰を据えて見極めること、これが大切な財源を用いる事業であるからこそ必要であると考え、慎重を期すための再精査であるというふうになっておりますけれども、この部分が町長の総合的に判断した結果というところの咀嚼部分ということで認識してよろしいか伺います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

はい、そのように認識していただいてよろしいかと思います。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） それであるならば、具体的にどの部分が不足不足と感じたとか、また、どの部分が補強や見直しに必要を感じたのかということところは、今回の一般質問でご回答なさらないということではよろしいか伺います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

計画は、その時点で最善の検討としてまとめていただいたものでございます。いただいたご意見の一つ一つは、本町にとって大切なものであると受け止めております。

人口が減少してまいります時代に、1つの施設をこれから何十年と維持し、そして運営していくこと、そうした中で、これまでいただいた議論を土台に、整備後の持続可能性も含め再精査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 我々、今傍聴いただいている方々に見えない部分でも、この部分は担当者とも多く議論してきた、今こちらに座っている同僚議員もその場に同席して議論してきた、そこでこの部分が足りないんじゃないかとか、この部分もっと数字の精査が必要なんじゃないかとか、具体的な売上げ目標であるとか、具体的な入込数のシミュレーションであるとか、そういった部分必要じゃないですかというようなことも申し上げてきたんですけれども、ちょっとこれまでの答弁を聞いていても、今後、おそらく今私の聞いた限りでは、今年度中にある程度の方角性を見込みたいというのが、おそらく町側の意向、そして県側の意向でもあると思うんですけれども、今の聞いていても、我々が今後どのように提言していけばいいか、いまいち分からないんですね、議員として。

ですから、今後また新たな場で膝を突き合わせて議論する場があると思うんですけれども、ぜひもう少し具体的に、どの部分が足りないとか、あるいはどの部分の補強や見直しが必要なのかというところは、もう少し我々に分かりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。それでないと、我々も言いっ放しになってしまいますので、この計画を、私はこの計画を白紙にすることが目的ではなく、この計画をよりよくして、今、町長の言葉にあったのを借りるのであれば、持続可能性、この部分をもう少し見極めるには、やはり計画の見直しは必要であったというふうに私は認識しております。

ですから、ここの部分には、私も同情する余地あると思いますので、何度も申し上げますけれども、具体的にどの部分が足りないと感じたのか、あるいはこの部分をもっと補強するんだといったところの目途を、ぜひ今後お示しいただければというふうに思います。

最後に、よりよくしていきたいと思っておりますので、私も一生懸命頑張りますので、ぜひご協力をいただければというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（藤野菊信君） これで、中野斗夢君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時5分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時03分

○議長（藤野菊信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けて行います。

次に、7番、小松高宏君。

7番（小松高宏君）登壇

○7番（小松高宏君） 私の住む地域でとてもうれしい出来事がありました。4月下旬、近所に2店舗の飲食店が同時にオープンしました。1店舗は、空き店舗となっていた電気店を改装したアイスクリーム店、もう一店舗は、住宅と倉庫を改装した民泊もできる古民家カフェです。どちらの家も私の家から近く、前を通るたびに多くのお客さんでにぎわっており、地域に新たな活気をもたらしています。

日本では、少子高齢化が進み、多くの地域で人口減少が続いています。それに伴い、今後は空き家や空き店舗の増加がさらに大きな課題になると考えられます。そのような中で、既存の建物を有効活用し、新たな交流のにぎわいの場を生み出す今回の取組は、地域活性化のモデルケースとして大変意義深いものだと感じています。これからも、地域の魅力向上と活性化のために、末永く力を発揮していただけることを期待しております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をいたします。

人口減少や高齢化が進む中、地方自治体に求めているのは、これからも住み続けたいと思える地域づくりであります。特に、ごみ収集や公共交通、金融機関、医療機関へのアクセスなど、日々の暮らしに直結する生活インフラは、住民満足度や定住意識に大きく関わる重要な要素であります。

また、町村合併から20年以上が経過した現在においても、旧町村ごとに行政サービスや制度運用の違いが残っており、住民の皆様からは、なぜ今も地区によって違いがあるのかといった声も聞かれるところであります。

もちろん、それぞれの地区には歴史的経緯や地理的条件があり、一律に同じサービスにすることが難しい面もあるとは理解しております。しかし、一方で合併から20年以上が経過した今、住民目線に立って制度や運用を改めて見直していく時期に来ているのではないかと感じております。

初めに、ごみ袋とごみ収集体制について質問いたします。

ごみ袋についてですが、住民の皆様からは、袋が破れやすい、強度が弱いといった声が寄せられております。ごみ袋は毎日の生活の中で必ず使用するものであり、町民の皆様にとって最も身近な行政サービスの一つであります。だからこそ、価格だけでなく、使いやすさや品質、安全性といった観点も重要であると考えます。特に、高齢者世帯では、一度袋が破れてしまうとごみを詰め替える作業そのものが負担になります。また、小さなお子様がおられる家庭では、衛生面への不安にもつながります。

越前町の可燃ごみについては、鯖江市と同じ焼却施設で処理されていると認識しておりますが、住民の方からは、強度に差があるのではないかとといった声も聞かれます。そこで、現在の指定ごみ袋の材質や強度について、町としてどのように認識されているのか伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、小松議員のご質問にお答えします。

本町の指定ごみ袋の材質は、高密度ポリエチレンに低密度ポリエチレンを必要な割合で混合し、可燃ごみの重量に対応した強度と併せて、突起物が刺さっても裂けにくい材質にすることとしております。厚さは、可燃の大、プラなどのごみ袋は0.03mm、可燃の小、特小は0.023mmとし、引っ張り強度は縦53.

0メガパスカル以上、横43.0メガパスカル以上とし、伸び率は縦横ともに200%以上と定めて発注をしております。

直近に納品されたものの検査結果は、縦の強度は65.1メガパスカル、伸び率は530%、横は46.0メガパスカル、伸び率は830%となっており、十分な強度があると考えております。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） 次に、鯖江市との同等の材質への見直しの可能性、さらには合併当初からの材質や仕様の変更が行われてきたのかについて伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、ご質問にお答えします。

本町では合併以来、衝撃に強く破れにくいという性質の高密度ポリエチレンを使用していましたが、町民の方から、ごみ袋が縦方向に裂けやすいというご指摘を受け、令和元年度に高密度ポリエチレンに軟らかく伸びやすいという性質を持つ低密度ポリエチレンを混合する仕様の変更を行いました。

鯖江市のごみ袋は、低密度ポリエチレンのみで製作されていると伺っております。高密度ポリエチレンと低密度ポリエチレンの主な違いは、密度、強度、耐熱性、柔軟性です。高密度ポリエチレンは密度が高く、薄くても引っ張り強度や衝撃に強い反面、突起物などに弱いという性質があります。一方、低密度ポリエチレンは引っ張っても伸びに耐え、突起物などにも強い反面、摩擦で静電気が起こりやすく、薄手では破れやすく変形しやすいという性質があり、いずれにも一長一短がございます。

鯖江市と同じ材質のものへと見直すことも可能ではございますが、本町では、高密度ポリエチレンと低密度ポリエチレンを混合することで、両方のよいところを取り入れる仕様でごみ袋を製作しており、今のところ材質を変更することは考えておりません。

しかし、ポリエチレンは、石油由来でナフサから作られており、現在の世界情勢などを見てみますと、将来的にはポリエチレン以外の原材料も視野に検討を重ねていかなければならないと考えております。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） さらに、販売面についても触れさせていただくと、現在の指定ごみ袋にはバーコードの表示がなく、販売店側からはレジ対応や在庫管理がしづらいという声もあると伺っております。住民サービスの向上だけでなく、販売事業者の利便性向上という観点からも、バーコード導入など販売方法の改善について検討する余地があるのではないかと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、ご質問にお答えします。

バーコードの導入については、令和8年度、今年度発注分から対応をしており、年度内には各販売事業者にはバーコードがついたごみ袋をお届けすることができるようになっております。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） 指定ごみ袋の製造費や販売収入など、収支状況について伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えします。

当初予算ベースでご説明申し上げます。

製造費は、ごみ袋製作委託費として2, 513万8, 000円、販売収入は1, 421万2, 000円となっており、収支は1, 092万6, 000円のマイナスとなっております。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） 現在、本町のごみ収集体制については、地区ごとに収集回数や方法に違いが見られます。そこで、各地区におけるごみの収集回数と収集業務に要する経費について伺います。例えば、可燃ごみの収集回数については、越前地区では週3回の収集が行われている一方、その他の地区では週2回の収集となっております。また、粗大ごみの収集についても、越前地区では毎月実施されているのに対し、その他の地区では隔月での回収となっております。このように、地区ごとに異なる収集体制が取られている現状を踏まえ、それぞれの収集回数と収集に係る経費の詳細について伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

ごみの収集運搬の委託料及び回数について、当初予算ベースでお答えをさせていただきます。

朝日地区での収集は、A地区で可燃ごみ週2回、不燃ごみ週1回、粗大ごみ2か月に1回。B地区で可燃ごみ週2回、不燃ごみ月2回、粗大ごみ2か月に1回となっており、委託料はA地区、B地区合わせまして4, 148万円でございます。

宮崎地区では、可燃ごみ週2回、不燃ごみ月2回、粗大ごみ2か月に1回で、委託料は1, 847万円です。

織田地区では、可燃ごみ週2回、不燃ごみ月2回、粗大ごみ2か月に1回で、委託料は2, 259万7, 000円でございます。

越前地区では、可燃ごみ週3回、不燃ごみ月2回、粗大ごみ月1回で、委託料は3, 297万5, 000円でございます。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） こうした違いについて、住民の皆様からは、同じ越前町なのになぜ差があるのか、公平性の観点から見直すべきではないかといった声も聞かれます。もちろん、人口密度や収集ルート、地理的条件など地域ごとの事情があるとは理解しております。合併してから、人口が減少すればごみの総量も減ると考えるのが自然ですが、ごみの総量は減少しているのか。また、合併からのごみの総量及び1人当たりの排出量の推移を伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

ごみの総量の実績でございますが、合併した平成17年度は7, 962トンで、1人当たり1日の排出量は707グラムでございます。令和6年度は5, 632トンで、1人当たり1日の排出量は594グラムとなっております。平成17年度と令和6年度を比較いたしますと、総量で29%減少、1人当たり1日の排出量は16%の減少となっております。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） 合併から20年以上が経過した現在においても回数が維持され、

改めて整理や検証が必要でないかと思いますが、検証したことがあるのか。また、現在の回収体制を維持している理由と、今後、地域間の公平性や住民サービスの均一化という観点から、回収頻度や運用方法の見直しを検討する考えがあるのか、町の方向性を伺います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

本町のごみ収集体制につきましては、合併以前の各地区における生活様式や地理的条件などの実情を踏まえ、それぞれの実情に応じた形で運用されてきた経緯がございます。これまで、収集回数や体制について大きな見直しは行っておりませんが、人口減少やごみの総量の減少が進む中で、現在の体制について検証していくことも重要であると認識しております。

一方で、ごみ収集は住民生活に直結する基礎的な行政サービスであり、特に高齢化が進む地域や交通条件の厳しい地域においては、きめ細かな対応が求められる側面もございます。このため、今後はごみの実態や将来の排出量などを丁寧に把握しながら、住民の皆様にとって安心で利便性の高いごみ処理体制を確保し、持続可能な行政運営につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） 次に、地域公共交通を含めた生活の利便性についてであります。

高齢化が進む中、移動手段の確保は、買物や通院、行政手続など日常生活を維持する上で極めて重要な課題となっております。特に、車を運転しない高齢者にとっては、移動できるかどうかとそのまま生活の質や地域で暮らし続けられるかどうかに関結している状況であります。

越前町では、コミュニティバス「フレンドリー号」やデマンドタクシー「チョイソコえちぜん」の運行が行われております。特に、デマンドタクシー「チョイソコえちぜん」については、令和4年度から運行を開始していますが、利用環境の改善が進められているところであります。

一方で、住民の皆様からは、予約が必要で使いづらい、時間帯が限られている、バスとの違いが分かりにくいといった声も聞かれます。また、以前に比べ、コミュニティバス「フレンドリー号」を見かける機会が少なくなったように感じている住民の方もおられます。近年は、運転手不足や燃料費高騰など、地域公共交通を取り巻く環境も大きく変化しており、維持していくこと自体が難しくなっているものと認識しております。

そのような中、運行経費や利用状況を踏まえると、今後の地域公共交通の在り方については、より効果的で持続可能な仕組みを検討していく必要があると考えます。そこで、最初に、現在のコミュニティバス及びデマンドタクシーについて、それぞれどのような役割があるのか伺います。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

コミュニティバス「フレンドリー号」及びデマンドタクシー「チョイソコえちぜん」は、ともに本町の基幹公共交通である路線バスを補完する交通手段として、町内を移動するための足としての役割がございます。コミュニティバス「フレンドリー号」については、決められた時間・ルートによる運行、デマンドタクシー「チョイソコえちぜん」については、予約制によりドア・ツー・ドアによる運行

を行っています。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） では、コミュニティバス「フレンドリー号」について、現在どのような運行体系となっているのかお伺いします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

コミュニティバス「フレンドリー号」について、導入当初は町内9ルートで運行していましたが、デマンドタクシー「チョイソコえちぜん」の導入に伴い、令和4年度からは5ルートを減便し、現在は朝日・宮崎・織田地区を移動する環状ルートの右回り、左回りと、越前地区巡回ルート及び越前地区乗合ルートの4ルートで運行を行っています。運行日については、環状ルートが月曜日から土曜日、越前地区巡回ルートが月曜日から金曜日、越前地区乗合ルートが月曜日、水曜日、金曜日で、越前地区乗合ルートは一部予約制方式を取っています。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） 効率化を図るため5ルートを減便させたとのことですが、利用者数の推移や運行コストをどのように分析されているのかお伺いします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、お答えいたします。

コミュニティバス「フレンドリー号」の利用者数は、平成27年度には年間4万人でしたが、徐々に減少を続け、5ルート減便前の令和3年度には、年間約2万人まで減少しています。令和4年度は、5ルートの減便により利用者数は年間約1万3,000人、令和7年度は1万1,000人の利用者数となっています。一方で、5ルートを減便した令和4年度から運行を開始したデマンドタクシー「チョイソコえちぜん」の利用者数は、毎年増加している状況です。

また、コミュニティバス「フレンドリー号」の運行コストについては、5ルート減便に伴い、令和4年度の町負担額は、前年度に比べ約2,600万円の減額となりました。一方で、同年度のデマンドタクシー「チョイソコえちぜん」運行開始に伴う町負担額が約1,600万円でしたので、コミュニティバス、デマンドタクシーの全体で約1,000万円のコスト削減が図られました。

今後も、引き続き利用者数の増加及び持続可能な運行に努めてまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） では、コミュニティバス「フレンドリー号」について、運行委託業者との連携や車両運用をどのように行っているのかについてお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

運行事業者については、町内路線バスの事業者である福井鉄道株式会社ほか、地元の事業者3社に運行を委託しており、これまでの継続的な委託契約により、町との連携も十分に図られ、長年の運行に蓄積されたノウハウ等を生かし、効率的で安全安心な運行が行われています。

また、運行車両については、導入当初は町が購入した車両を使用していましたが、経年劣化により運行不能となった車両については廃車とし、事業者所有のバスを使用して運行を行っています。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） 今後も、コミュニティバス「フレンドリー号」は現行体制を維持していく考えなのか、それとも路線や運行方式の見直し、小型車両の導入なども含め、再編や効率化を検討していく考えがあるのか、町の方向性について伺います。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

町では、コミュニティバス「フレンドリー号」のみならず、路線バスを含めた公共交通の運営体制等については、越前町公共交通活性化協議会において検討した結果を踏まえ、運行体制を整えています。昨年度に開催しました公共交通活性化協議会において、本年の10月からデマンドタクシー「チョイソコえちぜん」の区域統一を予定しております。それに伴いまして、区域が一部重複するコミュニティバス「フレンドリー号」の見直しも検討されましたが、減便や廃止をせずに、乗降場所の見直しを検討した上で運行を続けることが協議されております。

町としましても、協議会の意見及び定時ルートの利便性も考慮し、現時点では運行の継続を予定しております。しかしながら、利用者数の減少、運転手不足及び地域ニーズの変化などの状況を踏まえ、公共交通の運行体制につきましては、引き続き越前町公共交通活性化協議会で検討をまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） 地域公共交通は、生活の利便性向上には欠かせない移動手段であります。特に高齢者にとっては、単なる移動手段ではなく、生活や健康を支える重要な生活インフラであります。高齢化が加速する時代において、利便性向上のための地域公共交通の在り方について伺います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それではお答えいたします。

本町は、中山間地域を多く抱え、小規模な集落が点在する地理的特性により、住民の移動手段の確保が重要な課題となっております。

加えて、人口減少と少子高齢化の進行により、今後は高齢者の割合が増加し、移動需要の質も大きく変化していくものと認識しております。現在、本町の公共交通における人口カバー率は97%、集落カバー率は100%に達しており、ほとんどの町民が利用可能な環境は確保されております。

しかしながら、運転手不足による路線バスの減便・廃止やコミュニティバスの利用者減少、さらには公共交通事業に係る行政負担の増加など、多くの課題を抱えています。議員ご指摘のとおり、地域公共交通は単なる移動手段ではなく、高齢者の生活や健康を支える重要な社会基盤でございます。本町といたしましても、今年2月に策定いたしました第二次越前町公共交通計画に基づき、民間路線バスを基幹軸とし、コミュニティバスやデマンドタクシーで面的カバーを行うなど、町内外への移動環境を維持・確保してまいります。

また、公共交通利用に不慣れな方の抵抗感を和らげるための工夫により、分かり

やすさと使いやすさの向上に努め、利用したい、外出したいと思っていただけるように助成制度などのサービスを充実させ、利便性の向上を図ってまいりたい所存でございます。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） 生活の利便性の一環になりますが、近年、金融機関の統廃合や店舗縮小と併せて、地方におけるＡＴＭの撤去も進んでいるところです。ご承知のとおり、本町もまさに同じような状況にあり、現金を引き出せる場所の減少は、高齢者を中心に生活に不便と不安を生じさせています。

そのような中、住民の多くが利用し、町や地区の中心的施設である役場及び宮崎・越前・織田地区のコミュニティセンターにＡＴＭを設置することで、生活の利便性向上につながるものと考えているが、町としての考えをお聞きます。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それではお答えいたします。

まず、高齢者をはじめとする町民の皆様が、身近な場所で現金の引き出しや振込などの金融サービスを利用できる環境を整えることは、日常生活の安心につながる大変重要な課題であると認識しております。

現在、本町におけるＡＴＭの設置状況については、金融機関の支店や各郵便局をはじめ、町内の主要商業施設、コンビニエンスストアを中心に配置されておりますが、議員ご指摘のとおり、金融機関の統廃合や店舗縮小によりＡＴＭの撤去が進んでおり、生活に不便と不安を感じておられることも承知しております。このことから、役場本庁及び各コミュニティセンターへの新たなＡＴＭの設置につきましては、議員同様、利便性の向上に大きくつながるものと認識しております。

しかしながら、過去におきまして、旧朝日町及び旧越前町の役場前敷地にそれぞれ設置し、その後撤去したという実績がございます。ＡＴＭの設置は金融機関の判断によるところが大きく、設置や維持管理に係るコスト、利用者の見込みによる費用対効果、さらには防犯対策や夜間の安全確保など、検討すべき点が非常に多いものと見込まれています。加えて、キャッシュレス化が急速に進展し、金融を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえますと、新たなＡＴＭの設置は容易ではなく、ハードルが高いものであると認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君） 小松高宏君。

○7番（小松高宏君） ご答弁ありがとうございます。

ごみ袋の材質や収集体制については、住民の皆様の日常生活に最も身近な部分であり、小さなことであっても、毎日の積み重ねの中で不便さや負担につながっていくものと感じております。特に、地区ごとの改修頻度の違いや高齢化に伴うごみ出し支援などについては、今後さらに重要な課題になっていくものと考えておりますので、地域事情も踏まえながら、引き続き住民目線での見直しや検討をお願いしたいと思います。

また、地域交通につきましても、人口減少や運転手不足などにより全国的に維持が難しくなっている中で、越前町においても、将来を見据えた交通体系の在り方を考えていく時期に来ているものと感じております。全国的には、ライドシェアやＡＩを活用した配車システムなど、新たな移動サービスの導入も進められており、地域の実情に応じて、既存の交通手段に加え、新たな仕組みをどのように組み合わせしていくかという視点も今後ますます重要になってくるものではないかと感じております。

さらに、ＡＴＭや医療機関などの生活利便施設へのアクセスにつきましては、高齢者を中心にこの地域で安心して暮らし続けるかどうかという定住環境そのものに関わる重要な課題であると感じております。住民の皆様から寄せられる声の多くは、大規模な事業ではなく、日々の暮らしに直結する身近な課題であります。合併から２０年以上が経過した今だからこそ、地域ごとの現状を改めて丁寧に見詰め直し、誰もが安心して暮らし続けられる越前町づくりを進めていただきたいと思います。今後の前向きな検討をお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（藤野菊信君） これで、小松高宏君の一般質問を終わります。

次に、１４番、木村 繁君。

１４番（木村 繁君） 登壇

○１４番（木村 繁君） オリンピックに次ぐ世界的なイベント、サッカーワールドカップが開催されます。来週の１５日月曜日、森保ジャパンはオランダ戦を皮切りにチュニジア、スウェーデンと戦います。今回は地上波の放送もあり、堂安選手、久保選手、伊東選手、そしてムードメーカーのブラボー長友選手らの活躍に期待をしたいと思います。個人的には、堂安選手のゴールポストを揺らすシュートをイメージしております。皆さん方もテレビの前で応援をしてあげていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、本題に移ります。

初めに、学校保健統計調査についてです。

県は、県内の５歳から１７歳を対象にした２０２５年度学校保健統計調査の結果を公表しました。調査は、無作為に抽出した県内の幼稚園児から高校生を対象に、身長・体重は１万２，１３６人、虫歯の有無や視力、健康状態などは５万２，９６５人を調査したものであります。

調査期間は２０２５年４月１日から６月３０日で、身長については女子の１０歳と１６歳を除いて全国平均以上となり、５歳男子の県平均は１１１．９センチで全国順位１位、１４歳女子は１５７センチで３位に入ったそうであります。年間の発育量は、男子が１２歳、中学１年次の８．４センチ、女子が１１歳、小学６年次の７．２センチで最も大きく、男女の比較では９歳から１１歳で女子のほうが男子を上回ったそうであります。

体重は、１２歳以降のほとんどの年齢で全国平均を上回り、年間発育量が最も大きかったのは、男女ともに１２歳児でした。

一方で、虫歯、処理済みを含むそうではありますが、虫歯がある子どもさんの割合は、幼稚園、小学校、中学校、高校のいずれも全国平均より高く、幼稚園で２３．１％、小学校で３９．９％、中学校３２．５％、高校で４６％でした。

また、裸眼視力１．０未満の子どもさんの割合は全国平均並みでしたが、裸眼視力０．３未満の中学生は３３．１％で、全国平均を上回りました。なお、裸眼視力０．３未満の小学生は１１％、高校生は３８．７％だったそうであります。

県教育委員会は、歯磨きや視力を悪化させない指導の継続、朝食の毎日摂取、十分な睡眠を取るなど、規則正しい生活習慣が身についている子どもさんが多いことが要因となっているのではないかと分析をしています。

そこで、本町における小中学生の身長、体重、虫歯、裸眼視力などいわゆる学校保健統計の分析は、どのような指数になっているのか。また、県平均と比較しての位置づけ、さらに、それを受けての町教育委員会としての今後の方向性及び施策について教育長の所見をお伺いをいたします。

次に、少子化についてですが、県内の１５歳未満の子ども的人数、４月１日現在

は、前年比2,363人減の8万3,009人となり、国勢調査が始まった1920年、大正9年以降で過去最少となったそうです。子どもの人数は、1950年、昭和25年をピークに1980年から47年連続で減少をしており、ピーク時の3分の1となっています。県内の総人口に占める15歳未満の割合は、0.2ポイント減の11.4%となり、少子化がさらに進んでいます。

県が5月5日の子どもの日に合わせ、5年に一度の国勢調査を基に導き出した推計として発表した内訳は、男子が4万2,633人、女子が4万4,360人、年齢区分別では、10歳から14歳が3万1,698人、5歳から9歳が2万7,577人、ゼロ歳から4歳が2万3,794人で、年齢区分が若いほど人数が少なくなっています。

県としては、2022年に「日本一子育てしやすいふく育県」を宣言し、少子化対策に取り組み、2025年度にはふく育県をさらに発展させるための施策を部局横断で検討するふく育推進チームを設置し、本年3月に新たな施策の方針をまとめ、子育て世帯を対象とした家事育児サポート「ふく育さん」や、タクシー事業者による外出サポート「ふく育タクシー」について、本年度から妊婦の利用もできるようにしたそうであります。

先週の福井新聞におきましても、厚生労働省が発表した2025年の人口動態統計による福井県の合計特殊出生率が全国3位の1.45であると報道があり、福井県が取り組む少子化対策には一定の効果が出ていると思われます。

少子化対策については、県の施策に沿って推進していることは大事なことです、即効性のある特効薬はないかもしれません。そのような中で、高田町政、高田カラーの構築に向けた今後の施策、展望について町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君） 教育長。

○教育長（大川伸介君） それでは、木村議員のご質問にお答えします。

県の学校保健統計調査につきましては、児童、生徒、幼児の発育状態及び健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的に、毎年無作為抽出により実施されている調査です。

町教育委員会としましては、各学校において毎年実施しております定期健康診断の結果を基に、児童生徒の健康状態を把握・分析を行っておりますので、この結果を集計した値と県平均の比較を申し上げます。

身長は、男子が8歳から11歳及び14歳で、女子は6歳、7歳、9歳で県平均を上回る結果となっております。年間の発育量は、男子は県平均と同じく12歳児で8.2センチ、女子は10歳児の6.7センチが最も大きく、男女の比較では9歳から10歳で女子が男子を上回る結果となっております。

次に、体重は、男子が6歳から9歳及び14歳で、女子は7歳、9歳、12歳で県平均を上回り、年間の発育量が最も大きかったのは、男女ともに県平均と同じ12歳となっております。

この結果から、発育状態はおおむね良好であると捉えております。

次に、健康状態のうち、治療済みも含めた虫歯の状況は、小学生で51.0%、中学生で39.9%といずれも県平均を上回る悪い結果となっております。学校においては、検診後の受診勧奨に加え、歯磨き指導や保健指導を継続して行うほか、家庭での歯磨き習慣の定着や早期受診など、保護者への啓発や情報共有に取り組んでまいります。

また、視力につきましては、裸眼視力1.0未満の割合は、小学校で31.6%、中学生で54.8%、0.3未満の割合は、小学生で10.1%、中学生で26.

0%となっており、いずれも県平均を下回るよい結果となっておりますが、学年が進むにつれて視力低下が見られる状況にあります。

学校では、正しい姿勢やタブレット画面との適切な距離、一定時間ごとに目を休めることを指導するとともに、目の健康に関する啓発を行うほか、視力低下は家庭でのメディア利用時間や睡眠時間の確保など、生活習慣との関わりが大きいことから、規則正しい生活習慣の定着に引き続き努めてまいります。

町教育委員会としましては、今後も学校、家庭、関係機関が連携し、児童生徒が自ら健康づくりに取り組む力を育めるよう、健康教育の充実に努めてまいります。以上です。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

今月3日に厚生労働省が発表した昨年の我が国での出生数は、67万人と過去最少を更新いたしました。福井県が発表した15歳未満の子どもの人数は過去最少となり、少子化がさらに進行しているというご指摘は、本町にとっても極めて深刻な課題です。少子化は、人口減少の大きな要因であり、地域の担い手、教育、福祉、産業、地域コミュニティ、そして将来の町の姿そのものに関わる本町の最重要課題の一つであると認識しております。

国においては、若い世代が将来展望を描きにくい状況や、子育て世帯の生活や子育ての悩みを受け止め、2023年12月にこども未来戦略を策定いたしました。この中で、若者、子育て世代の所得を増やすこと、社会全体の構造や意識を変え、全ての子どもと子育て世代をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを基本理念として掲げ、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業、こども誰でも通園制度の創設などに取り組んでおります。

また、福井県におきましては、議員ご指摘のとおり、2022年に「日本一子育てしやすいふく育県」を宣言し、ふく育推進チームの設置、子育て世帯を対象とした家事育児サポート「ふく育さん」、タクシー事業者による外出サポート「ふく育タクシー」の拡充、ふくい婚活サポートセンターの運営、全天候型遊び場整備への市町支援など、様々な事業により少子化対策を進めております。

本町におきましても、国や県の施策と連携しながら、子ども医療費助成事業、産後ケア事業、結婚新生活支援事業、早婚夫婦支援事業、UIターン促進事業、地域住宅等整備事業などを行っております。また、町独自事業として、縁結びイベントの開催や出産育児祝金の給付、育児用品購入助成、チャイルドシート購入助成、定住化促進奨学金返還支援、通学定期券購入補助、小中学校の学校給食費無償化などを行い、少子化対策に取り組んでおります。

今年度からは、不妊治療に取り組む夫婦等の経済的負担の軽減を図り、不妊治療等を受ける機会を増やすことを目的とし、特定不妊治療費等助成に不妊検査、一般不妊治療を助成対象に加えるほか、予防接種事業では、子ども・妊婦インフルエンザ予防接種費用の助成対象年齢を未就学児から中学3年まで引き上げ、子どものおたふく風邪予防接種費用助成を新たに設けるなど、支援の拡充を進めております。

一方、少子化は、非婚化、晩婚化、個人の価値観の多様化、核家族化、育児に対する心理的・経済的な不安など、複合的な要因が絡み合って生じる課題でございます。そのため、1つの政策で劇的に状況が変わるものではなく、議員ご指摘のとおり、即効性のある特効薬はないというのが本町の実感でもあります。だからこそ、少子化対策を給付や補助の積み上げだけで捉えるのではなく、結婚、妊娠、

出産、子育て、教育環境、住まい、働き方、地域のつながりまでを一体として捉える必要があると考えております。その上で、子育て世代が安心して暮らし、子どもたちが健やかに育つ環境をつくることが、少子化対策の土台であると考えております。今後も、国や県の施策を的確に活用しながら、町として必要な支援を見直し、充実させていくことで、越前町で子どもを産み、育てたい、住み続けたいと思っていただけるまちづくりに全力で取り組んでまいり所存ですので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君） 木村 繁君。

○14番（木村 繁君） いずれも詳しくご答弁をいただきました。感謝を申し上げます。

まず、最初の保健計画のところでのご答弁の中で、本町の子どもさん方の発育状態は、おおむね良好であると捉えているという教育長のご答弁がありました。本当にありがたいことだと思いますし、非常にうれしく思っております。子どもさんの健康というのは、やはり子どもさんは町の宝物でございますので、発育状態おおむね良好ということで、安心をいたしました。

ただ、虫歯の状況がやや下回っているということですが、反対に考えますと、我が町の子どもさんはよく物を食べるというふうにもプラス的に捉えることができるかなと思いますので、それはそれで歯を磨いたり、歯磨きの励行なり、そういった形で今後教育委員会として進めていただければありがたいなというふうに思います。

そして、2番目の少子化対策について、これも町長から詳しいご答弁がありましたが、県の施策は別にしまして、町独自の事業として、縁結びイベントの開催から出産育児祝金の給付、育児用品の購入助成、いろんな形で今現在進んでおられて、そして高田町政になって、高田カラーとでも申しましょうか、今年度からは不妊治療に取り組む夫婦間の経済的な負担の軽減を図るというふうなことで、特定不妊治療費等助成に不妊検査、一般不妊治療を助成対象に加えたということと、予防接種、子ども・妊婦インフルエンザの予防接種費用の助成の対象を中学校3年まで引き上げたんだというふうなご答弁、子どもさん方のおたふく風邪の予防接種費用の助成を新たに今年度から設けられたということで、大変これも喜ばしいことだと思いますし、なかなか、町長も私も思いますが、少子化に対する特効薬はないかもしれませんが、町長以下職員さんの方々、知恵とアイデアを絞って、少しでもこの少子化対策に今後ますます臨んでいくことを心より希望を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤野菊信君） これで、木村 繁君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後2時20分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時19分

○議長（藤野菊信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けて行います。

次に、6番、駒野孝一郎君。

6 番（駒野孝一郎君）登壇

- 6 番（駒野孝一郎君） 先日、運転免許証の更新を済ませました。私もゴールド免許保有者でありまして、家族には運転だけは優等生だというふうに言っております。2025年3月から免許証も一体化が進み、マイナ免許証と運転免許証の両方を保有する選択ができるようになりました。今回、私は2枚持ちを選択いたしました。現在は、運転する際や病院での診察受付、また各種の本人確認の手続対応は、専らマイナンバーカード、これ一本で行っております。私は、大変便利性的を感じております。皆さんはどうですか。ぜひ2枚持ちを勧めたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問させていただきます。

町内におけるマイナ保険証の運用について伺います。

国は、先ほどのマイナ免許証同様、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、マイナ保険証を2021年10月から進めておりますが、現場では、高齢者を中心に不安の声も多く聞かれます。まず、当町におけるマイナカードの普及率とマイナ保険証の登録状況、利用状況の現状についてお伺いいたします。

- 議長（藤野菊信君） 民生理事。

- 民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、駒野議員のご質問にお答えします。

本町におけるマイナンバーカードの保有率は、令和8年1月現在84.7%で、全国平均の81.2%を上回っており、ある程度普及が進んでいると考えております。

次に、マイナ保険証の登録状況と利用状況につきましては、町としてデータを把握しております国民健康保険と後期高齢者医療保険について申し上げます。令和8年1月時点で登録率は、国民健康保険では81.4%、後期高齢者医療保険では80.2%で、いずれも全ての保険の平均74.3%を上回っております。

また、利用率は、国民健康保険では78.3%で、全国平均の65.9%を、後期高齢者医療保険では53.6%で、全国平均の49.5%をいずれも上回っております。

以上です。

- 議長（藤野菊信君） 駒野孝一郎君。

- 6 番（駒野孝一郎君） 保有率、登録率、利用率、いずれも全国平均を上回っていることは、非常によい傾向であると認識いたしました。次に、医療機関や住民から寄せられている課題やトラブルの実態をどのように把握し、対応しているかお伺いいたします。

- 議長（藤野菊信君） 民生理事。

- 民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

- 議長（藤野菊信君） それでは、お答えいたします。

現在のところ、住民の方から直接マイナ保険証使用時のトラブルなどについてのご報告は受けてはおりません。また、医療機関からの運用上のトラブルなどについても今のところ報告を受けておりません。

国民健康保険では、令和7年12月1日から、医療機関を受診する際には、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。現在、マイナ保険証をお持ちでない方には、従来の保険証の代わりとなる資格確認書を送付しております。また、マイナ保険証を持っている方には、資格情報のお知らせを送付し、顔認証つきカードリーダーの不具合など、医療機関などでのマイナ保険証を利用できない場合

に備えるなどの対応をしております。

後期高齢者医療保険では、現在、マイナ保険証を持っている・持っていないに関係なく、被保険者全員の方に資格確認書を送付し、医療機関を受診できるようにしております。また、医療機関において顔認証つきカードリーダーの導入が進んだことや、職員が目視確認することによる受診が可能になったことにより、暗証番号忘れに対する不安は小さくなったものと認識しております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 駒野孝一郎君。

○6番（駒野孝一郎君） 現在、利用される際、課題やトラブル等の報告はないとの答弁でしたので、非常に安心いたしました。

次に、高齢者をはじめとしていわゆるデジタル弱者への対応について伺います。

全国的に、マイナ保険証については利用率が約6割を超えたところでありますが、実際には、持っているが使っていない住民も多く、真の意味では浸透に至っていないと考えます。特に高齢者においては、さきの答弁内容どおり、利用率が低く、制度の恩恵を受けられていない現状も指摘があります。そこで伺います。この浸透遅れをどのように認識しているのかお聞かせください。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町においても、特に後期高齢者について、マイナ保険証を登録していながら使っていない方が多く、この点が課題であると認識しております。要因といたしましては、使い方が分からない、利用登録をしたけれども暗証番号を忘れてしまった、カードを持ち歩くと失くしてしまうかもしれないという不安などが推察されます。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 駒野孝一郎君。

○6番（駒野孝一郎君） 特に高齢者への利用が進んでいないことが課題とされていますが、本町として年齢別の利用者実態を把握しているかどうか伺います。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

年齢別の利用実態ですが、国民健康保険では、令和8年1月現在、二十歳以下は50.4%、20歳から39歳では55.6%、40歳から64歳では63.8%、65歳から74歳では62.9%となっています。

後期高齢者医療保険では、先ほど答弁させていただきましたとおり、75歳以上で53.6%となっております。高齢者について、令和7年1月現在と比較をいたしますと、65歳から74歳で約30%の増、75歳以上で約20%の増となっており、本町の高齢者の方のマイナ保険証の利用率は順調に伸びてきているものと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 駒野孝一郎君。

○6番（駒野孝一郎君） ご答弁ありがとうございました。

順調に推移しているものの、まだまだ長年使ってきた健康保険証のほうが分かりやすい、今までどおりで困っていないという考え方が少なくありません。また、

医療情報が漏れないか、国に管理されるのではないかとといった不安を持つ方など、制度への理解が十分に広まっていない面もあります。制度があるだけでは意味がなく、使われて初めて機能するものです。本町として使える環境整備と使える支援が十分かどうかお尋ねします。また、この問題は単なる制度の普及ではなく、住民が実際に安心して医療を受けられることが重要です。この浸透の遅れに対し、町としてどう対応していくのか、町長のご認識を伺います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

マイナ保険証に関する環境整備では、町内の病院、診療所、薬局には全て顔認証カードリーダーが設置されている状況で、直接窓口での利用勧奨も行っております。また、本町では、マイナ保険証利用の支援として、窓口においてマイナンバーカードへの保険証のひもづけ方や医療機関での使い方、マイナ保険証についての説明を行っております。

また、保険料等を通知する際にチラシを同封し、マイナ保険証を使うメリットについても周知しております。マイナ保険証には過去の薬や診療データに基づく最適な医療を受けることができること。突然の入院など高額な支払いが発生する場合でも、窓口での支払いが限度額までとなること。救急現場で搬送中の適切な応急処置や病院選定に活用されるといったメリットがございます。

一方で、マイナ保険証の利用に不安を感じておられる方もいらっしゃることから、マイナ保険証には口座情報などプライバシー性の高い情報は入っていないことや、暗証番号を忘れても顔認証や目視確認による利用ができることなどについて、引き続き丁寧に周知し、不安の払拭に努めてまいります。

また、マイナ保険証の利用を希望されない方やマイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を確実に交付し、誰もが安心して医療を受けられる環境整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 駒野孝一郎君。

○6番（駒野孝一郎君） デジタル化は時代の流れであり、利便性向上のために重要な施策です。しかし、その恩恵を受けるためには、誰一人取り残さない視点が欠かせません。特に、高齢者の皆様が不安なく医療を受けられることが何より重要であります。最近ではコンビニ等でも手続きができるようになりましたが、さらなるきめ細かな周知と支援の充実をお願いし、次の質問に移ります。

老朽化下水道と災害時の優先復旧について伺います。

近年、全国各地で老朽化した下水道管の破損や道路陥没が相次いでいます。本町においても、下水道施設の多くが整備後相当年数を経過しており、今後老朽化の進行は避けられない課題であります。特に、人口減少が進む中で、維持管理、コストの増大と財源確保のバランスが問われます。安全確保と維持可能な経営の両立が強く求められております。そこで伺います。本町における下水道管の総延長及び耐用年数、一般的には50年と聞いておりますが、超過または近づいている管路の割合はどの程度か。また、これからの点検・調査の実施状況と老朽化の進行に対する認識についてお聞かせください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井です。

それでは、駒野議員のご質問にお答えします。

本町におけます下水道管の総延長は287kmで、このうち最も古いものでは、

昭和54年布設、47年経過したものがありますが、耐用年数50年を超過しているものはございません。しかしながら、40年以上経過している管が約39.5km供用されています。

点検・調査につきましては、令和2年度から社会資本整備交付金を活用し、毎年下水道管4.5kmの内部カメラ調査とマンホール約100か所の点検・調査を実施しており、調査結果に応じて破損施設の修繕などに努めているところです。

ほかにも、上下水道課が道路管理者である県土木事務所や町都市整備課と連携を密にしながら、パトロールによる不具合の指摘箇所のほか、道路改良や舗装補修に合わせたマンホールの高さ調整などを行っています。

また、本町におけます下水道管は、おおむね塩ビ製であることもあり、現在のところ著しい老朽化が進行しているといった認識はございません。

○議長（藤野菊信君） 駒野孝一郎君。

○6番（駒野孝一郎君） ご説明ありがとうございました。50年超の下水道管はなく、また使用下水道管はおおむね塩ビ製であるとのこと、大変よく理解いたしました。次に、老朽化による具体的リスクについてお伺いします。

道路陥没や汚水漏れといった事故の発生可能性、さらに、住民生活や観光への影響についてどのように認識されているのかお尋ねします。あわせて、現状の維持管理・更新計画について、優先順位のつけ方や更新の進捗状況についてもご説明願います。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

昨年の埼玉県八潮市の下水道管破損による道路陥没事故は、近隣住民生活等に多大な影響を与えたことが大きな問題となりました。当町における下水道管は、大部分の管径が300mm以下の小口径であり、また、一部の300mmを超える管路につきましても、令和3年度から行った点検・調査により安全が確認されていることから、八潮市のような大規模な陥没事故は想定されないと考えております。

しかしながら、事故などにより下水道が使用できなくなれば、住民生活はもとより、あらゆる活動に重大な影響を及ぼすことは十分に想定されます。このため、八潮市の事故を受け、当町では維持管理業者と連携を強化し、通常のパトロールを行い、遠隔によるマンホールポンプの異常警報装置の設置等を実施しているところでございます。

次に、維持管理・更新計画におけます優先順位のつけ方ですが、まずは下水道管より耐用年数の短い処理場の機械更新を実施しています。更新の進捗状況としましては、昨年度まで朝日浄化センターにおいて主要な機器等の更新等、第1期更新工事を実施いたしました。引き続き令和8年度から10年度にかけ、織田浄化センターの機械更新及び耐震工事を実施する予定でございます。

○議長（藤野菊信君） 駒野孝一郎君。

○6番（駒野孝一郎君） ご答弁ありがとうございました。

八潮市や他市町のような陥没事故は、数年前からの点検・調査により我が町は安全が確保されているとのご答弁でしたが、老朽化対策は事後対応ではなく、予防・保全への転換が重要です。そこで、以下3点についてお伺いいたします。

1点目、計画的更新の強化についてですが、長寿命化計画やストックマネジメント計画の策定、見直し状況はどうか。また、今後の更新投資の見通しについての

明確な方針について。

2点目ですが、財源確保として、国の交付金や起債の活用状況、さらに、将来的な使用料の在り方について、どのように検討されているのか。

最後に、新技術の活用として、A I 診断や管内カメラ調査など、効率的な維持管理技術の導入状況と今後の方針について、以上3点、お伺いいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

長寿命化計画、ストックマネジメント計画は、5年に一度計画の見直しを実施しており、その計画に基づいて、現在処理場の機械更新を実施しているところです。社会資本整備事業を活用することで、国庫補助及び下水道事業債を財源としながら、更新事業を推進しています。

使用料につきましては、令和6年度に作成した下水道経営戦略において、人口減少による使用料の減少、かつ維持管理費の増加等を考慮しますと、使用料の単価改定が必要であるとしています。しかしながら、現在のところは、近年の物価高騰による住民への影響を勘案し、改定を見送っている状況です。

続いて、新技術の導入についてですが、当町では下水道管内のカメラ調査を既に導入しており、維持管理等のデータ集積を行っています。しかし、当町における全ての下水道管のカメラ調査までは完了していない状況でございます。また、A I 診断については、下水道管の敷設年数及び地質状況等の多量なデータ等を分析する必要があることから、現時点においてはカメラ調査及びマンホール周辺の目視調査を活用している状況です。今後におきましては、新技術のコスト面や利用時の容易性などを踏まえながら、必要に応じて導入を検討してまいります。

○議長（藤野菊信君） 駒野孝一郎君。

○6番（駒野孝一郎君） ご答弁ありがとうございました。

現在見送っている単価改定につきましては、慎重な対応をお願いしたいと思えます。

それでは、先ほどの老朽化対策に関連して、災害時の対応についてお伺いいたします。

近年、地震や豪雨災害が頻発する中で、下水道の機能停止は避難所運営や医療活動に深刻な影響を及ぼします。優先的に点検、耐震化、更新を行う体制は整っているのかお伺いします。また、災害時における復旧優先順位の考え方は、どのように整理されているのかお聞かせをお願いいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

当町では、平成29年に策定しました下水道事業業務継続計画を令和4年に地震・津波・水害編に改定した上で、災害時の対応マニュアルを作成しています。ほかにも、下水道施設耐震化事業のスケジュールを作成し、優先的な点検、耐震化等の対策としまして、まずは令和9年度から災害時の拠点となる役場本庁舎と朝日浄化センター及び織田病院と織田浄化センター間の管路について、耐震診断調査を予定しており、その後、必要に応じて耐震化工事等の対応をしていく予定です。

○議長（藤野菊信君） 駒野孝一郎君。

○6番（駒野孝一郎君） ご答弁ありがとうございました。

災害時の初動対応は極めて重要なことです。実効性のある訓練、連携についてご質問いたします。

災害時に迅速な復旧ができるよう、業者や関係機関との連携体制及び実地訓練の実施状況についてお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

当町では、災害時の迅速な復旧に対応するためには、町内外の管路組合との連携が重要と考え、令和2年度に福井県及び県内全市町、さらに公益社団法人日本下水道管路管理業協会と災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定を締結いたしました。

また、今定例会において、災害時等非常時の給水装置工事事業者並びに排水設備事業者を確保するため、他市町において指定を受けている業者が町内で施工ができるよう条例改正案を提案させていただいています。

次に、実施訓練につきましては、昨年度の町総合防災訓練におきまして、簡易トイレを設置し、参加者に体験訓練をいただいております。今後においても災害時の必要性の高い訓練の実施を検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤野菊信君） 駒野孝一郎君。

○6番（駒野孝一郎君） ご答弁ありがとうございました。今後とも、実効性の高い連携と訓練をお願いいたします。

では、最後に町長にお伺いいたします。

下水道は、災害時において避難場所や医療機関の機能維持に直結する重要なインフラです。重要なインフラであるとの認識に相違ないか、まず確認いたします。その上で、避難所等の災害拠点に接続する下水管路について、本町として優先的に点検、更新、復旧を行う重要路線として明確に位置づける考えがあるか、端的にお答え願います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、お答えいたします。

下水道は、災害時においても上水道と同様、重要なインフラであり、特に避難所や病院など拠点となる施設と接続する路線は、重要路線として位置づける必要があると認識しております。今ほど建設理事が答弁したとおり、本町では災害時の拠点となる役場本庁舎と朝日浄化センター、また織田病院と織田浄化センター間の管路について、耐震診断調査を予定しており、その結果を踏まえ、必要な対策に取り組んでまいります。

近年、各地で大きな地震や豪雨災害が発生しており、能登半島地震の教訓も踏まえ、大きな災害が身近に起きる可能性を常に念頭に置き、下水道を含めた重要インフラ対策と本町の災害対策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君） 駒野孝一郎君。

○6番（駒野孝一郎君） ご答弁ありがとうございました。

町民の命と暮らしを守るため、上水道と同様に、災害拠点に係る下水道施設の計画的な維持管理と優先復旧体制の確立を強く要望し、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（藤野菊信君） これで、駒野孝一郎君の一般質問を終わります。

次に、3番、寺坂大地君。

3 番（寺坂大地君）登壇

○3 番（寺坂大地君） 先ほど小松議員が喜ばしいことがあったとおっしゃられていましたが、私はちょっと対照的に、何ていうんでしょう、ショッキングな出来事が最近ございまして、私ちょうど本日付でおそらく大体1年と3か月ぐらいの議員歴になります。まだ1期目なんですけれども、何ていうんでしょう、歴は1年ちょっとだけでも、態度は10年選手だねとかと言われてまして、実は選挙期間中に、斎藤議員と一緒にいろいろ住民の方、有権者の方と語る会といいますか、意見交換をしようということで、しゃべる場を設けていたんですけれども、そこでいろいろピーチクパーチクしゃべっていましたら、2期目3期目ぐらいの議員はちょっと黙って、斎藤議員にもっとしゃべらせてやってくれというふうに言われまして、私も1年目なんですけれどもなかなか、自分では全然思っていないんですけれども、態度が大きいと見られるのかなと自分ではちょっとショックを受けております。今日も、いろいろと突っ込んだ話ですとか、一般質問させていただきすけれども、ちょっと寺坂君、調子に乗っているんじゃないという印象がありましたら、ぜひ後々こっそり教えていただけると大変ありがたく思います。

ということで、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。できるだけ謙虚に進めさせていただきます。

それでは、まず事実確認の前に経緯をお話しさせていただきたく思います。今回一般質問させていただきましたのが、今年度一番初めの3月の本会議におきまして、高田町長のほうから予算の提案理由の中で町長は真に必要な取組には積極的に投資を行うという言葉いただきました。これは私も非常に賛同するところでして、まさに今のこのご時世、SNSですとか、いろんなインターネット、もろもろ高情報化社会といいますか、このご時世におきまして、真に必要な取組というのは非常にパワーワードですし、非常に必要なことかなと私も考えております。本当に同意するところです。

昨年9月、ふるさと納税に絡めてKPIの重要性ですとか、組織に横串を刺すタスクフォースみたいなのところ、その推進に対しての構築みたいなものをお伺いしています。また12月には、政策レビュー制度みたいなものですとか、政策棚卸しというものを、どんどん古くなった政策は新しくしていきましょうよというような政策棚卸しというものを提案させていただいたところです。いずれも検討してまいりますとご答弁をいただいております。本日はその続きとなります。

本日取り上げますのは、令和8年度当初予算の概要として、町のホームページのほうにアップロードされておりました予算の概要という資料に基づきまして、その中からちょっと目立ったもの2つをこっちで勝手にピックアップさせていただいて、この施策の今日ぜひやるべき、やらないべきみたいなお話をしたいわけでは全然ないです。こちら、町としてきっと広く住民の皆様には知らしめたい事業であるはずという前提の下に、こちらの判断基準ですとか判断根拠、こちらを伺いたいという目的でございます。

こちら、改めてもう一度申し上げますけれども、なぜやるのかというところと、何をもって成功と判断するのか、成功とするのかというこの2つに絞ってお話、ご質問のほうをさせていただきたいと思います。

ちょっと前置き長くなりましたが、こちら、2つのうちの1つ目の施策ですね、持ち家住宅新築促進事業、この事業を越前町内で新築住宅を取得した方、こちらに補助金を交付するものと伺っております。令和8年度から基本額が30万円から50万円に拡充されたと。また、最大助成額はもろもろ組み合わせますと1

90万円になるというお話も伺っております。資料も幾つか頂いております。

また、令和7年度、昨年度の補助金の執行額というものが1,722万円、約ですね。申請件数は27件だったと。また、そのうち町外からの移住者というものは14件、14世帯で、確認をさせていただきましたところ、福井県在住者のみでした。利用者の方ですね。都市圏、あるいは県外からの転入者はなかったということでお伺いしております。実績ゼロだったとお伺いしております。

前年度、令和6年度に関しまして、その前ですね、おととしの年度に関しましては、申請件数33件ということだったので、6件ほど昨年度減少しているのかなという理解です。補助金がなくても、この越前町に住む予定だったのかどうかって結構重要な問いなんですけれども、そういったアンケートに関しては実施をしておらず、令和4年度からの累計で123件の利用があったということをもって、十分な効果を得たと判断しておられるということ、事前にお伺いしております。

何人の移住者を増やす、何件の申請を達成するといった定量的な目標に関しましては、なかなか民間頼みのところもありますし、宅地数の予測というものが、今後予測が困難という、空き家の除却とかにも絡んでくると思うので、そういった意味でも、予測が困難なため、設定に至らなかったというところをお伺いしております。

ちょっと確認なんですけど、僕も自信がないところもありますので、この内容に相違がないかお伺いしてもよろしいでしょうか。確認だけ。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

今ほどの内容で間違いございません。

○議長（藤野菊信君） 寺坂議員。

○3番（寺坂大地君） ありがとうございます。ちょっと確認だけさせていただきました。では、早速お伺いをしていきたいと思います。

それでは、建設理事にお伺いいたします。

この事業の主目的は何でしょうか。また、その目的に対して効果があるというふうに判断した根拠、おありでしたらお聞かせください。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

それでは、寺坂議員のご質問にお答えします。

持ち家住宅新築事業助成金は、39歳以下の若者の定住を促進し、活力ある地域づくりを進めるための施策です。住宅を建築する際に、町内の若者の流出を防ぐとともに、新たな若年層の転入を促進することを目的としています。特に、住宅建築場所、すなわち定住地選択の場面において、本町を選んでいただくための後押しとなることを主な狙いとしています。

令和3年以後、国際情勢等により、建設資材や建設コストは約3割から4割に上昇し、現在も価格は高止まりしている状況にあります。このため、住宅取得に対する経済的支援は、子育て経費など出費が多い若者にとって、大変重宝されるものとなっております。本制度を利用された皆様からは、助成金为本町での新築のきっかけになったという声もいただいております。

○議長（藤野菊信君） 寺坂大地君。

○3番（寺坂大地君） それでは、続きまして、同じこの宅建の事業に関しまして、2番目の質問になります。

何をもって本事業を成功と判断されたのか、されるのか。件数がやや減少していく中で、20万円の増額をされたという場合に、何件か増えていくだろうみたいな上積みの予測、こちらを見込まれたかどうかについても併せてお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

それでは、お答えいたします。

本町の人口減少は、全国的な流れの中で、避けることが大変困難な状況にあると思っております。しかしながら、減少のスピードを緩やかにすること、そして人口が減少することを前提とした持続可能な地域づくりに努めることは、本町行政の責務であります。そうした背景において、若年層や子育て世帯への実効的な支援、さらには移住施策においてはターゲットを明確化し、その需要に応じた適切な支援を行うことが大切であると考えております。

持ち家住宅新築促進事業をはじめとした各種人口減少対策は、中長期的視点から持続可能なまちづくりに結びつく施策であり、計画段階において描いた将来像の実現に向け、できる限り近づくよう努めることが肝要であると考えています。

また、助成金の増額により、議員ご指摘の利用者数の減少に歯止めをかけるよう努めてまいりたいと考えています。

○議長（藤野菊信君） 寺坂大地君。

○3番（寺坂大地君） いろいろと申し上げたいことはあるんですが、ちょっと話の腰が折れてしまいますので、一旦飲み込みます。次に進みましょう。

こちらの宅建は一旦終わらせていただきまして、続いて、空き家対策に関わる補助金のほうに入らせていただきたいと思います。

住まい支援ですね。空き家のほうに住んでいただく支援に関しまして、昨年度まで30万円だったものを本年度60万円に引上げというものがありませんでした、当初予算の中で。これの根拠というものが、近隣のほかの市町、こちらと横並びといえますか、ほかの市町よりも低かったというところが根拠になっていまして、国県補助上限額の60万円に拡充したというご説明をいただいております。

また、子育て加算の新設根拠、子育て層にさらに助成を加えていきますよというところの新設根拠が、ほかの自治体でも採用されているためというようなお話をいただいております。何件程度の成約増、成約数が増えていくことを見込んでいるかといったようなお話は、費用対効果の試算とかも、そちらもされていないというお話をいただいております。また、財源が国県補助であるため、その上限を設定したというお話もいただいております。除却補助につきましては、令和7年度から令和9年度の3年間の時限拡充であると、また総合振興計画の年間目標8件に対して、令和7年度実績は13件と、結構上回ったと。ただし、除却した後の跡地、空き地をどう活用するかについての方針は特に設定されていないということでした。

僕も周りのお話聞いていますと、除却後の跡地に新築で家を建てるですとか、駐車場として利用するですとか、いろんな話があります。そういったケースがあることも伺いをしているんですけども、ちょっと気になった点として、ヒアリングしているときに、効果があったと認識しているという表現ですとか、思われるみたいな推定みたいな表現が幾つかあったということがちょっと気になった点ですかね。ちょっともう一回確認なんですけれども、以上の内容は相違ないかどうか伺います。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

今ほどの内容に相違ございません。

○議長（藤野菊信君） 寺坂大地君。

○3番（寺坂大地君） ありがとうございます。確認でした。

では、早速ご質問させていただきます。

1つ目、越前町としてこちらを必要と判断した固有の根拠、こちらがあるかどうかお聞かせください。ヒアリングの中では、近隣横並びみたいなお話とか、国県補助上限を設定している、一般財源を使うことなく国とか県の補助金を活用しているということはお伺いしているんですけども、それ以外の根拠があるかどうかをお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

町内には多くの空き家が存在しておりまして、その増加に歯止めをかけるため、空き家除却支援事業及び空き家住まい支援事業のさらなる促進が必要であると考えています。その一環として、近隣市町の状況も参考にしながら、補助額の見直しを行った次第でございます。

まず、空き家除却支援事業補助金につきましては、町総合振興計画においては管理不全空き家の減少、町空き家対策計画においては、所有者による年間10件の空き家解体を目標としています。これまで、令和5年度まで、年間10件以上の除却がありましたが、令和6年度には7件に減少しました。この要因として解体費用の高騰があると考え、令和7年度より補助額を近隣市町を上回る額に拡充したところでございます。

拡充期間を3年間としたのは、効果を検証するためであり、令和7年度には13件の実績があったこと、また今年度も申請や問合せが増加しているということから、効果が出ているものと認識しております。

次に、空き家住まい支援事業補助金につきましては、近隣市町が上限50万円以上としている中、本町では令和2年の設定額のままとなっていたため、購入・改修費に対する補助をそれぞれ30万円から60万円に拡充しました。本事業は、空き家情報バンク登録住宅の流通促進を図るとともに、本町への移住定住の促進を目的としたものですが、持ち家住宅新築促進事業と併せて子育て世帯、新婚世帯など多様な住宅取得ニーズへの対応を図るための総合的な住宅施策と位置づけております。

○議長（藤野菊信君） 寺坂大地君。

○3番（寺坂大地君） それでは、続いて2つ目の質問、これに関して2つ目の質問に入らせていただきます。

こちらの事業を、先ほどと同じですね、何をもって成功と判断されるのか。仮に県の補助、国の補助というものが終了した場合、子育て加算というものですとか、住まい支援であるとか、こちらの加算というものですか、支援というものを町費で一般財源を使って継続するというお考えがあるのかどうか。その根拠、もし継続される場合はその根拠を示すことはできるかどうかお尋ねいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

お答えいたします。

空き家住まい支援事業補助金については、総合振興計画において令和元年度から7年度までの目標を8件としており、実績として令和7年度末時点で18件、そのうち県外からの移住者は7件となっており、目標を上回る成果をいただいています。また、本補助金の年間枠が3件であることを踏まえ、18歳以下の子どもが3人以上いる世帯を対象とした子育て加算については、少数であっても利用があれば意義があるものと考えております。

実際に、昨年度には本制度を利用して空き家を購入された世帯の中に、6人のお子様を持つご家族もあり、そうした方々の支援にもつながることを踏まえて、本年度から導入したところでございます。

今後におきましては、県の補助が終了した場合には、これまでの実績や効果を踏まえ、総合的に判断してまいります。

○議長（藤野菊信君） 寺坂大地君。

○3番（寺坂大地君） ありがとうございます。

では、ちょっとこちらの宅建の新築補助と併せて空き家対策についていただいたご答弁の中から、幾つかピックアップして少しコメントをさせていただきたく思います。

まず、これちょっと序盤の私が申し上げたところでもう実は話ほぼ終わっちゃっているんですが、まず、新築の事業ですね、こちらのほうで、この助成金が本町で新築のきっかけになったというお声をいただいていると答弁いただいたんですけども、これ学術的な話をしてしまうんですが、先ほどのアンケートをしていないと言っていたところですね。この補助金がなければ引っ越してこなかったというのは、実はこの政策の根拠として基本的なところで根拠になり得るんですけども、この補助金があったから町に来ましたよという言い方というのは、実はあまり、複数ある理由の一つにしかないというのは、学術的な話ですけども、ならないです。もしこれを根拠にするとしたら、非常に定量的ではなく定性的なお話になってしまうというのが結論になります。なので、私としては、この根拠非常に薄いなと感じています。

これは空き家のほうでも一緒に、アンケートをしていないというようなお話をちらっといただいていますので、ちょっと根拠としては、私としては受け入れにくい結果だなと考えました。例えば、先ほど中野議員がすばらしい事業をやっていましたけれども、こちら、空き家あるいは新築も一緒ですけども、実際この空き家に、あるいは田舎の新築物件というものに興味を持たれる方の多分理由というのは、補助金ではないはずなんです。補助金を目当てに越してくるという方は多分圧倒的に少数ですね。普通は、多分ここにもあるように、従業員さん用の物件、終の住みかに、DIYを楽しみたい、特に仕事で移住というのが非常に多いんじゃないかなと。

これは実際いろんな統計資料とかでも分かることで、ちょっとこの根拠が弱いというもう一つの理由に、この施策が令和4年ぐらいから続けられているというお話だったんですけども、前後ですね、この施策をする前と後で人口動態といいますか、転入・転出のデータにどれほどの差があったのかと、一番分かりやすい根拠が示されていなかったというのが、私としては非常に不満に思うところです。めちゃくちゃ簡単に調べられるはずなんです、行政の職員さんであれば。実際その数字を追うだけなので、これは結構、何ていうんでしょう、統計データから類推できる割と一番基礎的な記録だと思うんですけども、これをぜひ提示していただきたかったなというものです。

また、空き家対策に関してもそうなんですが、ちょっとこれ切りがないんですが、いっぱいあります。そうですね、空き家対策より先に新築の話しましょうか。新築促進って、先ほど実は中野議員の一般質問の中で建設理事自ら、空き家が増えている理由の一つにいわゆる住宅の供給過多があると断言されておられました。これはまさに本当に僕も感じているところで、これは空き家の除却等、あるいは売却というものと、持家の新築を促進するって結構相反しますよね。全く違う動機を生んでいますよね。

もうすごい極端な言い方をすると、新築をどんどん建ててくださいねという補助金というのは、2つちょっと矛盾というかおかしい点があるんですけども、将来の空き家を増やす可能性が高いという言い方をしてしまいますが、もう一点が、このやり方をすると、本来多分受益者というのは家を建てたい世帯、子育て世代、これ答弁いただいている内容だと39歳以下のご夫婦ですとか家族ですかね、39歳以下の若者というものが対象というふうにいただいているんですが、ですが、この積み上げ、4年間ほどで123件の採択があったとか、昨年27件の採択があったみたいなこの調べから、データの積み上げ方だけを見ると、これって建設会社に受益者って本当はあるんじゃないのって見えちゃうんです。

本来は、受益者というのは住民の方であるはずなのに、事業者の方、建設業者の方が受益者なんですとかというふうな見方になってしまう、懸念があるとしておきます。懸念があります。なので、このあたりちょっと数字のつくり方、積み上げ方というのはぜひ改善をしていただきたい。この積み上げるのは意味がないとは言わないんですけども、もう少しこの因果関係に接続できるようなデータをしっかり積み上げていただきたいなと私は感じました。

いろいろありますよ。私としてはいろいろです。ちょっといろいろお話ししますが、人口が社会増、行政、人間の手で人工的に後押しした際に、自然に増えるのではなく、社会的に増加する手段、因子ですね、いろいろあると思うんですけども、婚姻率は一番有名だと思いますけれども、最近、通勤時間ですとかエリアの就職率、祖父母・親戚が近くに住んでいるかなど、いろんな因子があるというお話はあるんですけども、そういったデータ、測定されていないというのがちょっと根拠が薄いなと感じた理由でございます。空き家についても同様ですね。ぜひアンケートぐらいはしていただきたいなと思います。

私、今いろいろ申し上げましたけれども、ここちょっと反論があるとか、ここちょっと私の認識がずれているよという指摘とかありましたら、ありましたら着座してお伺いするんですけども、ございますかね。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（荒井基志君） 建設理事、荒井。

反論があるとかそういうことではないんですけども、効果の測定の在り方、また検証の在り方につきましては、改善点等ご提案をいただいたということで、参考にしながらもっといい、的確な数字をつかめるように努めてまいりたいと考えています。ただし、数値だけで測れないものの中にはございますので、そちらにつきましても何かこれから考えていければというふうに思っております。

いずれにしても、事業が効果あるといったものにしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力のほどまたよろしくお願いいたします。

○議長（藤野菊信君） 寺坂大地君。

○3番（寺坂大地君） ありがとうございます。思わぬ答弁いただきましたので、ありがとうございます。ちょっとアドリブでしたが、失礼しました。

では、こちらいろいろあったんですが、私としては結論として今のご答弁いただいた空き家と新築物件の補助金に関しては、根拠としては、申し訳ないですけども納得はしていないという結論をさせていただきます。その上で、今から町長並びに総務理事にお尋ねをいたしたいと思います。

こちら、ある事業を残してある事業を見直すという際の判断基準というもの、判定基準というものは、どの条件を満たせば真に必要なだと判断できて、どの条件を一切満たさなければ見直し対象となる、取決めをやめていくというような対象になるのかというのをお聞かせいただきたいなと思います。その判断というのが何か文書にまとめられているとか、マニュアル化されているとか、そういったものが確認できるのかどうか。私がちょっと資料を見せてくれと言うと出てくるのかどうかに関してもお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

事業の継続または見直しの判断につきましては、当該事業の必要性や目的に対する有効性等の観点から、総合的に判断しております。本町が実施する政策ヒアリングにおいて、年度別実施計画を策定し、翌年度予算への計上を判断しております。

一方で、これらの判断につきましては、一律に適用される統一的な文書はなく、各事業の目的や性質に応じて、関係資料や評価結果等を踏まえ、様々な視点から総合的・多角的に判断している状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 寺坂大地君。

○3番（寺坂大地君） それでは、2つ目の質問に入ります。こちら町長にお伺いいたします。

こちら、令和7年6月でしょうかね、笠原議員の一般質問の中で、扉を開くというのは一体どういうことなんだということでご質問があったときに答弁された中で、扉を開くというのは町政をよりオープンにしていくことだというふうにおっしゃっておられたと思います。私の判断ではあるんですが、今のこちらの2つの事業に関しては、真に判断という判断基準がちょっと見えなかったなと思いました。その状態で予算が組まれていると感じているんですけども、その言葉、オープンにしていく、今、総合的に判断、多角的に判断という言葉もあったことあるんですけども、それがオープンにしていくということと整合しているのかどうか。真に必要なというところの判断基準も含めて、お尋ねいたします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それではお答えいたします。

まず、本町における事業の予算計上に当たりましては、各事業についてその必要性や有効性、住民生活への影響、将来的な財政負担などを踏まえ、限られた財源の中で判断しているところでございます。ご指摘の真に必要なという判断につきましても、単一の基準や数値だけで一律に判断するものではなく、事業の目的や性質、町民ニーズ、国県の制度との関係、財政状況などを踏まえながら個別に判断しているものでございます。

一方、町政をよりオープンにするという考え方につきましては、重要な視点であると認識しております。行政の需要には、成果を一つの数値で明確に測ることが難しいものもございます。また、人口減少対策や定住促進、子育て支援、空き家

対策などは、社会情勢、民間の動向、個人の価値観など様々な要因が関係するため、特定の事業だけの効果を直ちに切り分けることが難しい面もございます。そのため、全ての需要について特定の数値目標だけをもって効果を判断することは、なじまない面もございます。

一方で、数値で把握できるものや実績として確認できるものについては、必要に応じて参考にしながら、事業の状況や効果をできる限り確認し、今後の取組みに生かしていくことも大切であると考えております。

今後も、予算編成や事業の実施に当たっては、町民の皆様に正確かつ分かりやすく説明することを心がけながら、限られた財源を有効に活用し、真に必要な取組みを進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君） 寺坂大地君。

○3番（寺坂大地君） こちら、今ご答弁いただいた内容ですね。先ほど総務理事がお答えいただいた内容も含めて、できれば町長にお答えいただきたかったですね。

いろいろありますが、先ほど中野議員がおっしゃられていた指摘と同じですね。総合的、多角的、慎重に、そして適切に判断は全然していただければいいんですが、私が過去に幾つかご質問させていただいた答弁も全てその同じような答弁でした。総合的、多角的、適切に、そして慎重に検討していくというご答弁が非常に多かったと感じています。

結局、ちょっとこれあまり答えになっていないなと感じる部分もあるんですが、幾つかご指摘させていただきます。そうですね、町長のご指摘どおり、おっしゃったとおりだと思います。まず複雑性、単一の指標では測れないというのはおっしゃるとおりだと思います。人口が社会増、増えていく因子というのは非常に多いというのがまさに私も感じる場所ですし、一つの要因だけで測るのは確かに筋違いかもしれないんですが、先ほど宅建の話でもありましたけれども、政策の前後で転入・転出、これ分かりやすい指標の一つです。これも測っていないというのは、非常に私としては不満ですね。

難しいということと、やらないというのは、全く言い訳にならないです。難しいというのは全く言い訳にならないです。ぜひやっていただきたいですね。この質問もすごい包括的なふわふわとした全体的なお話されていますけれども、本当に具体的な話は一つも出てこなかったと私は思います。こちら、本当にこの答弁でいいですかとだけ聞いておきますが、議事録にこれ残しても大丈夫なのかどうかというのは、また改めて今聞きますが、いつか指摘をさせていただきます。

まず、そうですね、こちら第二次のものになりますが、第二次越前町総合振興計画の後期基本計画ですね、目標指標進捗管理表、こちらがあります。先ほど総務理事のほう、また越前町長の高田町長のほうからいろいろご答弁いただきましたが、単一のものはないとご答弁いただいています、これは単一の指標ではないんでしょうか。例えば、141個の施策に対して進捗率という非常に明快で単一的な判断基準があるように私は見受けています。これを例えば判断基準にしないということであれば、これは非常に問題だと思います。これは形骸化しているという話なので。これは9月にしっかりと答弁を伺いながら追及する必要があるかなと私は思います。

逆に、これは実は判断基準になっていますよということであれば、今のこの答弁、議事録残ると思いますけれども、おかしいですね、矛盾しています。画一的な基準は一切ないですよとご答弁いただいたのにもかかわらず、じゃこれ何なんですかという話になりますので。これはぜひお答えいただきたいなと思います。

また、そうですね、いろいろあるんですがちょっと切りないので、あくまで私も散々いろいろケチつけていますが、これ判断基準を問うています。やるなどかという話ではないです。基準を明確化してほしいということをまた強調しておきます。ちょっとこれはお伺いしたいので、通告書にはないんですけども、これだけは答えていただきたい。進捗管理表というのは一体どのような立ち位置なのか。これだけお伺いします。

○議長（藤野菊信君） 副町長。

○副町長（水島博之君） お答えいたします。

目標に対して今振興計画がどのような段階に達しているかということを確認するための表でございます。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 寺坂大地君。

○3番（寺坂大地君） 現状確認というお言葉、ご答弁いただきました。結局判断基準にはなっていないという、今後の政策ですね。例えば今拝見させていただきますと、実績値が0%みたいなものもあったりするわけですね。60%とか0%だとか、いろんなものが50%だとか、100%を超えているもの、200%とかと言っているものもございしますが、この数字というものは、特に今後の判断基準、今やっている補助金であるとか手厚い補助だとか、いろいろありますけれども、助成だとか、あると思いますけれども、そういったものの判断基準にはなっていないということなんでしょうか。お願いいたします。

○議長（藤野菊信君） 副町長。

○副町長（水島博之君） 副町長、水島です。

直接の判断基準にはなっておりませんが、目標に達していないものにつきましては、廃止とかそういうものについては検討の材料としています。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 寺坂大地君。

○3番（寺坂大地君） 半々ですかね。実際直接的な判断基準にはしておられないけれども、あまりにも数値が悪い場合にはちょっと廃止の基準になるということですかね。ありがとうございます。ちょっと改めてここに関してはしっかりと突っ込んで9月にご質問のほうをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今これだけしつこく根拠だとか何でやるんだ、何をもって成功とするんだ、数字ばかりを追いかけていて、なかなか横柄な態度で失礼しました。本当は謙虚にやりたかったんですけども。こちら、何でこんなことばかり言っているのかといいますと、昨年12月に内閣官房のほうにおきまして、片山さつき財務大臣、現職の大臣ですね、財務大臣が、通称日本版DOGEと呼ばれるものを設立されました。正式名称で租税特別措置補助金見直し担当室です。これ、アメリカで開かれている同じような組織があるそうですけれども、これが昨年12月です。本当に出来たてほやほやの組織ですね。こちらで何を見ているかという、まさに租税、交付金ですとか補助金あるいは基金、こういったものの運用を全て見直していこう、意味があるかどうか全部見直していこうという動きがもう既に国で始まっています。実際、数百億円ぐらいの今支出を減らしたというふうなことを報道されておりましたけれども、幾つかその判断基準を今ここで述べさせていただきます。

まず1つ目、政治の目的、人口を増やしたい、子どもの数を増やしたい、転入を

増やしたい、輸出を防ぎたい、そういった目的に対して、政策の中身が合理性はありますかということです。もう一つ、その手段というものは、果たして本当に有効ですかという話です。もう一つ、ほかの手段、代替手段と比較検討はされましたか。ほかにも幾つかありますが、もう一点、データに基づき分析や立証、実証がされたかどうか。こちらも非常に重要ですね。取りあえず4点挙げておきます。こちらはまさに今私が皆様に問いかけたものそのもので、具体的なデータといったものがちょっと、強いて言うなら除却率ぐらいですか、除却数ぐらいですか、これも例えばじゃ年間の目標除却数が8件というのは、その根拠って何なんですかという話とも言えるわけですね。

そうったところも含めて、今後、根拠がない予算執行というのは、国とか県から予算削られてしまうリスクが非常に高いというふうに私は考えております。これは本当に人ごとではなくて、もう昨年12月からどんどん削られている中で、多分同じ答弁を片山さつき大臣が聞いたら、じゃこれカットねとされてしまう可能性がゼロではない。今度また国会議員のほうに要望とか行かれると思いますが、やはりエビデンスであるとか明確な根拠のない政策立案、提案、運用というのは、今後非常に越前町、本町にとってリスクになり得ると私は考えております。

そこで、本来今日は提言を3つさせていただきたかったんですけども、こちらで最後にさせていただきます。

さて、それではこちら、まず今回いろいろ質問させていただいた中で、ぜひやっていただきたいなという要求といいますか、何でしょう、要望を3つ、3点提言を申し上げます。残り2分しかない。

まず第1に、新しい事業や増額する事業に関しましては、予算を組む前に、なぜやるのか、どうなれば成功か、できればいつ見直すかまでを文書に残していただきたい。来年度の予算編成に今からやればきっと間に合うかなと思いますので、その方針に一文を入れることをご検討いただきたいと思います。

また第2に、移住、子育て、住宅整備などの政策、施策ですね、これをできれば部署をまたいで横断的にやっていただけないかなと思っております。それぞれの単独で動いておりますと、ちょっと矛盾とかも生じてくるかなと思いますので、ぜひこれは提言させてください。

また3つ目として、新しい事業、増額した事業については、できれば一定期間後に見直しをしていただけないかなと思います。取りあえず続投をする前提で進めていられてしまっっては、ちょっとこちらとしても納得いかない部分もございますので、できれば3年であるとか5年であるとか、一定期間後に見直しを進めていただきたいと思います。担当課の皆様とか町長をはじめとして、これは毎日毎日目標を設けるって難しいと思いますし、大事さをきっと理解されておられるはずなんですけれども、なぜできないのかと、非常にやっぱり難しい問題だと思います。全国いろんな自治体が悩んでいることですので、私どももちろん協力はします。何が壁になっているんだろう、なぜできないのか。やるつもりがないわけではないと思いますので、ぜひぜひ一緒に前に進めていきたいなと感じておりますので、一緒にやっていきましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤野菊信君） これで、寺坂大地君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後3時40分から本会議を再開しますので、定刻までにご参集ください。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時39分

○議長（藤野菊信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けて行います。

次に、13番、笠原秀樹君。

13番（笠原秀樹君） 登壇

○6番（笠原秀樹君） 初めに、朝日小学校で教頭を務められておられましたタニモトコウジ先生が亡くなりました。52歳という若さで、ご家族の悲しみはいかほどかとお察しをするところでございます。孫から、腰が悪くて入院しているんですよという話は聞いていたのですが、先生から亡くなられたという話を聞いたとき、子どもたち全員が涙を流したそうです。

ご葬儀は5月13日でございます、ちょうど小学校ではマラソン大会が行われました。私も孫の応援に行きましたのですが、孫から最後のお別れに小学校へ霊柩車がみえるということを聞いていましたので、帰らずに私もお見送りをさせていただきます。

社会科を担当されておられまして、誰からも好かれた優しい先生だったとお聞きをしています。あれは残された中学生のお嬢さんでしょうか、霊柩車の助手席で遺影を持っておられて、子どもたちが並んでいるところで、みんなよく見えるように窓を開けて先生の遺影を見せておられたと。みんな泣きながら手を合わせて送ったということでございました。ここからご冥福をお祈りしたいと思います。

質問に入らせていただきます。

公募型プロポーザル方式についてお尋ねいたします。

決して先日行われました件について異議を申し上げたりすることではございませんので、今後もあるかとも思いますので、提案も含めましてご質問をいたします。

越前町では、こどもの遊び場設備設計について先日プロポーザルが行われました。その結果、町外の業者が当選となりました。既に発表のあったとおりでございます。

そこで質問させていただきますが、この件について、発注者は当然越前町だと思いますが、これに間違いはございませんでしょうか。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、笠原議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、越前町こどもの遊び場整備工事に係る設計業務の発注者は越前町でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） それでは、いろいろと厳しい、これは参加するのには条件とか資格があったと思います。お聞かせをいただきます。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、ご質問にお答えします。

プロポーザル方式には、広く、多くの事業者から提案を募る公募型と発注者が選

定する限られた事業者から提案を募る指名型とがございしますが、今回はプロポーザル方式の競争性及び公平性を高める観点から公募型とさせていただきました。

参加資格につきましては、越前町こどもの遊び場整備工事設計プロポーザル実施要項に次のとおり条件を定めております。

1点目に、参加表明書提出時点において、令和7、8年度越前町建設工事等競争入札参加資格者名簿、建築コンサルタントに登載されている者で、福井県内に本社、支社、支店、営業所のいずれかを有すること。

2点目に、建築士法の規定に基づく1級建築士事務所登録を受けていること。

3点目に、平成17年4月以降に遊戯施設、保育施設または体育施設の新築、増築または大規模改修に係る設計業務を元請として請け負い、かつ履行完了した実績を有すること。

4点目に、参加者が越前町内に本社を有しない場合は、遊具取扱い業者及び町内建築事務所を協力会社として加えること。参加者が越前町内に本社を有する場合は遊具取扱い業者を加えること。

5点目に、参加者及び協力事業所は、本事業を適切に実施できる技術、知識、能力、実績、信用等を備えるとともに、指名停止または指名除外期間中でないこと。国税及び地方税を滞納していないこと。遊具取扱い協力事業所は、平成17年4月以降に公共施設に遊具設置納入実績を有すること。公園施設製品安全管理士の資格を有する技術者またはこれと同等以上の者を配置することができることなどと定めております。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 厳しい条件がありました。

それで、参加者が決定をされまして審査会が行われました。

委員の選任についてはどんな選び方をされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、ご質問にお答えします。

審査会の委員選任につきましては、こどもの遊び場整備事業を先行して実施している県内の他自治体及び当町における過去のプロポーザル業務の審査会を参考に、越前町こどもの遊び場整備工事設計プロポーザル審査委員会設置要項を制定いたしました。

外部の有識者を一定数以上入れることで第三者的な支店を確保するため、自治体職員のみで構成せず、子どもの発達段階に応じた遊びの重要性を理解している大学教授、設計に関する専門知識を有する者、地域住民や子育て世代の代表などから選定をしており、学識経験者2人、住民代表1人、保護者代表2人、関係機関4人、計9人の委員構成となりました。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 当然委員会ですので委員長がおられたと思いますが、委員長の選任についてはどのように決定をされたのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

委員長の選任につきましては、令和7年10月27日に開催をしました第1回越前町こどもの遊び場整備工事設計プロポーザル審査委員会において、委員の互選

により委員長を選出しております。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 委員さんの中には、ほとんどが越前町の方だったと思いますが、選任されました委員長は本当に越前町のことをよく知っておられて、またその人でなければならない理由、あるいは県からこの人という指示があったのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

委員長に選任された方は、平成24年から令和3年まで町内保育所の保育カウンセラーをされたほか、平成25年から現在まで、越前町子ども・子育て会議の委員として、子ども・子育て支援事業計画やこども計画の策定に参画をいただいております。

また、保育所・児童館運営検討委員会委員や手話言語条例検討委員なども歴任されたほか、昨年度策定いたしましたこどもの遊び場整備基本計画の策定委員としてもご尽力をいただいております、越前町の保育や教育、子育て支援や障害者福祉行政について深くご理解をされている方で、県からの指示による人選ではございません。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） よく越前町のことも分かっておられるということで安心をしておりますが、当然報酬を支払われたと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

委員長の報酬につきましては、1回の審査会開催につき1万5,000円で、審査会を2回開催いたしましたので3万円を支給しております。

委員長の報酬額につきましては、文化的景観保存活用委員会委員謝礼や地域公共交通活性化協議会委員謝礼における大学教授等の金額を参考とさせていただいております。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 例えばですが、外部の人ではなくて町長、あるいは副町長、ここが本当に一番本町のことを知っているという思いがありますので最適任じゃないかと私は思うのですが、当然報酬も支払う必要がないのではないかなと思うのですけれども、そのなれない理由は何かありますかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

プロポーザル方式は、複数の提案者から最適な事業者を選定する方式でございます。そのため審査の中立性及び公平性を確保する観点から、発注者から独立した学識経験者など、第三者が委員長となることが一般的であると考えております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） これは当然地元の設計事務所さんと、そしてから当然町外の事務所さんが参加をされておられました。参加者が町外の業者の場合、協力事務所として町内の業者を加えることの条件があったと思いますが、それは当然満たされ

たのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

プロポーザル実施要項では、町外業者の参加を認めつつ地域経済の活性化と地元業者の育成の観点から、協力事務所として町内業者を加えることを条件といたしました。

参加を希望する業者からは、参加表明書、会社概要書、業務実績確認書、協力事業所確認書、業務実施体制確認書、納税証明書、1級建築士事務所登録証明の写しをご提出いただき、協力事務所の役割や体制が明確に記載されているのかを審査し、応募があった参加者の条件が満たされていることを確認しております。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） いろいろな証明書が必要だったと思いますが、納税証明書、本当は越前町内に納税してあるかどうかというのをつけるととんでもないことになるかとは思いますが、そこでプレゼンテーションが行われております。

選定の結果、町外のグループに決定という報告を受けております。協力事務所として選ばれた方は当然プレゼンテーションに参加されているのではないかなと思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

今回、契約候補者に選ばれました業者によるプレゼンテーションの際には、協力事業者の遊具取扱い業者は同席しておりましたが、協力事業者の町内建築事務所は参加しておりません。プロポーザル実施要項では、プレゼンテーションの時間や使用する設備等について規定してございますが、出席者については4人以内とする規定のみであり、協力事務所を同席させるかどうかは代表企業の判断によります。

なお、協力事務所の役割や体制につきましては提出書類により確認をしており、今後の業務履行の中でも適切に確認をしてまいります。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 業務に当たって適切に確認をしてまいるというお話でございますので、必ずチェックをしていただきたいと思います。

次に、プレゼンテーションから業者選定までのプロセスがあると思いますが、明確にこれは公表すべきだと思いますが、もし公表できないのであったら、この理由は何なのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、ご質問にお答えします。

プロポーザル実施要項において、審査結果の通知、公表につきましては、1点目に、審査結果は提案者に通知する。2点目に、結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない、3点目に、契約候補者の審査結果は本町ホームページで公表する。なお、審査の内容及び経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けないことを明記してございます。

これは、提案内容には事業者の技術上、営業上の情報が含まれることから、全てを公表することについては慎重に取り扱う必要があるためであります。また、審

査内容の詳細を公表することにより、今後の提案参加に影響が生じる可能性もあることから、県内の他の自治体におけるプロポーザル要項においても同様の規定を確認しております。

今回の審査結果につきましては、ホームページに契約候補者、審査の経過、契約候補者選定理由を掲載いたしました。また、今回参加された事業者にはそれぞれ結果を通知し、審査結果と審査委員会公表についても通知をしております。

今後、プロポーザルにより業務を行う場合は、公表できる情報の範囲や方法につきまして、他の自治体の事例も参考にしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 審査の結果は通知をして納得いただいていると思いますので、私も理解はいたしますが、これがプラスになるように、ひとつ事例をきちっと検討していただきたいと思います。

プロポーザルを行う場合のマニュアルはあるのでしょうか。ないのであれば、マニュアルの策定が必要と思われますが、どうお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えします。

現在、本町では、マニュアルやガイドラインといったものは策定しておりません。

議員ご指摘のマニュアルの策定につきましては、県内地自治体で策定しているガイドラインのほか、国や県の動向も参考にしながら本町の実績、課題等を整理した上で、ガイドラインとして整備することの必要性及び内容等について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） いろいろほかの市町も含めて、随分越前町としても、それに沿って決めてこられたんだと思いますが、私も今日までの長い議員生活の中で、何人かの町長と町政発展のために努力をしてきたつもりでございますが、ある町長の中で、その人は、やはり地元の事業者さん、企業さんに頑張ってもらっていて、そして地元の企業を育てて、頑張ってもらって仕事を取ってもらって町に税金を納めてほしいという考えで、私はやってきましたという町長もおられました。

地元業者も、今大変厳しい状況にあると思います。地域貢献や郷土愛の気持ちが大切かと思いますが、ここでこれに対して町長の思いをお聞かせ願います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

それでは、ご質問にお答えいたします。

本町が実施するプロポーザルにつきましては、公平性と透明性を確保しつつ、事業の目的に最も優れた提案を選定することが重要であると考えております。その上で、地域経済の活性化や雇用の維持という観点から、可能な限り町内事業者にも参加していただけるよう、公募情報の周知方法の工夫や募集要件の設定において過度な制約とならないよう配慮してまいりたいと考えております。

町内事業者の受注機会の確保は、地域経済の循環や雇用の維持にもつながるものと認識しております。一方で、このプロポーザルにおける発注先の選定は、業務の専門性や提案内容、価格等を総合的に評価して行う必要があると考えております。

今後につきましても、適正な競争性が確保できる範囲で地元事業者が参画しやすい環境づくりに努めるとともに、公正な競争の確保と地元事業者の育成、受注機会の拡大との両立を図りながら、最適な事業者の選定に努めてまいります。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 今、町長の答弁を、思いを聞かせていただきました。

実は私も地元の業者さんが書いた図面と、そして当選になりました方の図面、両方とも見させていただきました。越前町の特色を生かしたと、いろんな条件が町から事業者に対して申入れがあったとおり、すばらしい絵だったと思うんです。

ですから、審査員の中にもどっちとも言い難いと思ったという、審査員の皆さんの中にもおられたということも私は聞いていますが、例えば町内の事業者が受注することによって税金を本町に納めていただく、町の税収にもつなぐと、私はそういう思いで今ここに立っていますので、これはやっぱり何のためのプロポーザルの選定委員会と言われるかもしれませんが、そんなに差がなかったのでしたら、やっぱり町長、副町長、理事さんの判断で、少しでも町内の業者さんに仕事ができるように、そういうことはできなかったのかなという思いも持っています。

これからもひとつ、町長、地域を愛していただいて、地元の業者を育てるということも念頭に置いていただいて、事業を進めていただきたいなという思いは持っています。

それから、当然、私はこのこどもの遊び場広場が、いつまでも子どもたちが使って飽きない、そういう施設になってほしいという思いを持っておるからでございます。この間も新聞にも載っていましたが、ほかの町外からの遊びに来る人が多くて地元の子どもたちが遊べないと、何かそういうような町もあったと聞いていますので、そんなこともないように、ひとつ本当に越前町のこれからの子どもさんが親と一緒に楽しく過ごせる施設になっていただくようにという思いでありますので、理事者の方にもよろしく願いをいたします。

次に、自己負担率の見直しについて質問をいたします。

今、町内に、例えば災害が起きて直さなければならないこと、あるいは大きな事業を抱えて町にお願いすること、いろんな事業があるかと思います。農業に限らず全ての事業がありますが、負担を要する事業は当然幾つかあると思いますが、主なものは国や県などが行う事業に対する地元負担金と、地元が主体となって実施する事業において補助金では賄えない分を地元で負担する費用に区分して分けると、どのようなものがありますのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、お答えいたします。

まず、国や県などが行う事業に対する地元負担金につきましては、受益者負担金として事業に応じて負担率が定められています。主な事業としては、林道整備事業では5%から20%、治山事業では25%から50%、急傾斜地崩壊対策事業では2.5%から50%などとなっております。

次に、地元が主体となって実施する事業の負担につきましては、町の補助制度を活用した場合、補助金で賄える分をご負担いただくことになります。主なものとして、ごみステーション設置事業、バス待合所施設整備事業などがあり、これについては補助額の残りが地元負担になります。補助事業にはそれぞれ補助限度額

がありますが、負担割合はおおむね2分の1から3分の1程度となっております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） いろんな事業のある中で、土地改良事業、これについてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木でございます。

それでは、お答えをいたします。

土地改良事業の受益者負担率につきましては、事業の種類や施工主体により異なりますが、代表的な事業で申し上げますと、県営事業の場合、受益者負担率は5%、県単土地改良事業の場合、受益者負担率は10%、町単独事業の場合、受益者負担率は30%となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） さきの町長の提案理由の説明の中に、農地費の中で田中地区の揚水機場の電気設備、これに対する計上をお聞きしました。非常にありがたいことでお礼を申し上げますが、今、あそこの点検を、調査をしていただきましたところ、約3億1,000万という見積りが出ております。この頃、農業離れといましようか、田中も法人組織でやっていますが、田んぼがあまり儲からないものですから、だんだんと担い手が不足してきています。今、田中地区の場合、3億1,000万となりますと、負担は約3千万超えるんじゃないかなと思います。

そういうことで、今お聞きしました事実によりますと1,500万を超えるということで、非常に厳しい状況にございます。これは少しでも負担率の減少にならないものかなと思いますが、これについて、できるのかできないのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木でございます。

それでは、お答えをいたします。

県が予定しております機関水利施設ストックマネジメント事業における田中地区揚水機場の場合、受益者負担率は5%となります。なお、残りの負担内訳は国費50%、県費25%、町費が20%となっております。今の中ではこのような割合で決まっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） それでは、もう一つお尋ねいたしますが、各地区に集落改善センターがあります。これは整備すると、これは今大変な状態の中で、人口が少なくなっている中でこれも厳しいと思いますが、これについてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、お答えいたします。

越前町集会施設等建設補助金交付要項に基づき、新築及び増改築の場合は、補助対象経費が500万円以上のものに対し2分の1以内の補助金を交付するため、地元負担は残りの2分の1となります。なお、補助限度額は1,000万円となっております。また、修繕につきましても、補助対象経費が100万円以上を要

したものに對し2分の1以内の補助金を交付するため、地元負担は同じく残りの2分の1となります。ただし、補助限度額は75万円となっております。

なお、この条件は1つの集落が申請した場合であり、2集落以上で新築する場合は申請時の世帯数に応じて5万円を乗じた額を増額して補助いたします。なお、補助対象経費は1,000万円以上で、補助限度額は1,500万円となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 非常に今の各集落の現状では、とてもじゃないが、単独で生活改善センターをというようなことはとても無理やと思うんですね。ですから、私もこれは無理な場合には、今、地域交流センターができましたので、ニジハコを利用しながら、各地区の皆さんがあそこで会議したり、集会したりするのもいいことじゃないかなという思いであります。

これらの要望も踏まえまして、私は国や県に対して強く要望していただくことをお願いしたいのですが、負担率を下げることになりますと、当然これは町民の税金ですので、今度はほかのところに負担がかかることになるかとは思いますが、要望していただくことは可能なのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、お答えいたします。

負担率の軽減につきましては、町単独での対応には限界があることから、これまでも国及び県に対して、その都度補助制度の拡充や負担軽減について要望を行ってきているところであります。

今後も引き続き関係機関への要望活動等を行い、住民の負担軽減につながるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 当然、厳しい状況にあります。これはよく理解はしますのですが、最後に町長に少し見直しのお考えがあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

それでは、お答えいたします。

現在、町の財政状況は依然として厳しい状況ではありますが、一方で、人口減少や高齢化により集落単位での負担が重くなっている実態も認識しております。

各種負担の在り方につきましては、住民負担の公平性及び持続可能な財政運営の観点から、制度ごとの利用状況や地域の実情も踏まえながら必要に応じて見直しを検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 当然、事業には必要性がない事業はないと思います。受益者負担の原則、これは当然だと思いますが、総合的に勘案しながらというお答えでございました。ぜひとも前に進めるような政策をこれからもお願いしたいと思いますが、願いがかなうならば、個別の物件について対応していただくことができるならば幸いです。これは強くお願いをしておるところでございます。

また、農業にかかわらず、当然ほかの産業や事業においても、負担率を少しでも下げて少なくしてほしいという、今までにも要望があったことが僕は事実だと思

いますので、どこの地域においても後継者不足、当然農業でも担い手不足、高齢化のため負担が厳しくなっているのはどちらにおいても同じだと、どの事業においても同じだと思います。今、各地区で法人化でやっていますけれども、その法人化を担う役員の皆さんも高齢化が進み、いつ、もう駄目になるかも分かりませんよというようなこの集落もあると思います。

当然、私の地元においても厳しい中で続けていることは、もう村の人全部が知っていますのですが、今のポンプ場、３５年以上が経過しましたので、毎日、朝スイッチを入れる役員の方が非常に苦勞しながら、だましだまし、今、運転を続けております。あれ壊れたら６０丁ほどの田んぼが駄目になるという厳しい状況にありますので、負担率の５％というのは、本当にこれ以上、笠原さん、どうするのと言われるかもしれませんが、せめて、これは今３年計画でということになっていますが、たとえ何か月でも前倒しができるのであればという思いでおりますので、理事者におかれましても気持ちをご理解いただいて、今後お願いをしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。終わります。

○議長（藤野菊信君） これで、笠原秀樹君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会いたします。

なお、明日は午前１０時から、引き続き一般質問を行いますので、定刻までにお集まりください。

延会 午後 ４時２１分